

令和8年第1回

西予市議会定例会議案

令和8年2月  
西予市



## 目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第 4 号	財産の無償譲渡について	1
議案第 5 号	西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について	3
議案第 6 号	西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第 7 号	西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について	8
議案第 8 号	西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第 9 号	西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	13
議案第10号	西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	24
議案第11号	西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	26
議案第12号	西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について	28
議案第13号	西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について	30
議案第14号	西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	32
議案第15号	西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について	34
議案第16号	西予市沿岸域の環境保全に関する条例の一部を改正する条例制定について	36
議案第17号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	38
議案第18号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	41
議案第19号	市道路線の廃止について	44
議案第20号	市道路線の認定について	45
議案第21号	西予市過疎地域持続的発展計画の策定について	46
議案第22号	令和 7 年度西予市一般会計補正予算(第 9 号)	別冊
議案第23号	令和 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)	別冊
議案第24号	令和 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)	別冊
議案第25号	令和 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)	別冊
議案第26号	令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算(第 5 号)	別冊

議案番号	件名	ページ
議案第27号	令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第4号)	別冊
議案第28号	令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第6号)	別冊
議案第29号	令和7年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)	別冊
議案第30号	令和7年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	別冊
議案第31号	令和8年度西予市一般会計予算	別冊
議案第32号	令和8年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	別冊
議案第33号	令和8年度西予市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第34号	令和8年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第35号	令和8年度西予市介護保険特別会計当初予算	別冊
議案第36号	令和8年度西予市水道事業会計予算	別冊
議案第37号	令和8年度西予市簡易水道事業会計予算	別冊
議案第38号	令和8年度西予市下水道事業会計予算	別冊
議案第39号	令和8年度西予市病院事業会計予算	別冊
議案第40号	令和8年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	別冊

## 議案第4号

### 財産の無償譲渡について

下記の財産を無償譲渡したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 譲渡する財産の表示 | 別紙のとおり                                    |
| 2 譲渡の期日     | 令和8年4月1日                                  |
| 3 譲渡目的      | 地域の防災拠点施設としての利用                           |
| 4 譲渡の相手方    | 西予市宇和町山田1726番地<br>認可地縁団体山田部落<br>代表者 大谷 元二 |

### 提案理由

地域の防災拠点施設として有効活用するため、認可地縁団体に無償譲渡するものである。

別紙

譲渡する財産の表示

1 建物

所在	用途	構造	床面積(m <sup>2</sup> )
西予市宇和町山田1728番地	石城分団第2部 消防詰所(山田)	鉄骨造 1階建	49.00

2 土地

所在	地目	地籍(m <sup>2</sup> )
西予市宇和町山田1728番地	宅地	766.70

3 附属する設備・備品 一式

議案第5号

西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について

西予市職員の管理職手当の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

市職員に支給される管理職手当について、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間、職務の級の区分に応じ、その一部を減額する特例を設けるため、本条例を制定するものである。

## 西予市職員の管理職手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市の財政状況に鑑み、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの期間(以下「特例期間」という。)における職員の管理職手当を減ずる特例措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の管理職手当の特例)

第2条 特例期間においては、西予市職員の給与に関する条例(平成16年西予市条例第50号)第18条の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき規則で定められる額に、当該職員に適用される次の表の給料表及び職務の級の区分に応じ、それぞれ同表に定める割合を乗じて得た額に相当する額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	4級	100分の20
	5級	100分の30
	6級以上	100分の40
医療職給料表(2)	4級	100分の20
	5級	100分の30
医療職給料表(3)	4級	100分の20
	5級	100分の30

(派遣職員の管理職手当の特例)

第3条 特例期間においては、西予市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成16年西予市条例第30号)第4条の規定により給与を支給される職員の管理職手当の特例については、前条の適用を受ける職員の例による。

(水道事業等職員の管理職手当の特例)

第4条 特例期間においては、西予市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年西予市条例第237号)の適用を受ける職員の管理職手当の特例については、第2条の規定の適用を受ける職員の例による。

(任期付職員の適用除外)

第5条 第2条及び前条の規定にかかわらず、この条例の規定は、西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年西予市条例第29号)第2条、第3条及び第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適

用しない。

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(失効期日等)

2 この条例は、令和10年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。ただし、失効日以後に失効日前のものとして管理職手当を支給する場合においては、なおその効力を有する。

## 議案第6号

西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について

西予市公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、市長の署名に代わる措置の規定を追加するとともに、条例等の公布及びその他の規程等の公表の方法として、市のホームページに掲載する方法を可能とするため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市公告式条例の一部を改正する条例

西予市公告式条例(平成16年西予市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名」の次に「(署名に代わる措置(地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第1条に規定する措置をいう。)を含む。)を」を加え、同条第2項中「別表」を「市のホームページに掲載し、又は西予市役所前に改める。

第3条第1項中「記入して市長印を押さなければ」を「記入しなければ」に改める。

第4条第1項を削り、同条第2項中「教育委員会」を「西予市教育委員会」に改め、「定める」の次に「規則及び」を加え、「、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と」を削り、同項を同条とする。別表を削る。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(西予市税条例の一部改正)

2 西予市税条例(平成16年西予市条例第60号)の一部を次のように改正する。  
第18条中「別表」を「第2条第2項」に改める。

議案第7号

西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

西予市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

行政手続法の一部改正に準じ、聴聞の通知等の公示の方法について見直しを行うため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市行政手続条例の一部を改正する条例

西予市行政手続条例(平成16年西予市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「行政庁は」を「前項の公示による通知は」に改め、「所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の」を削り、「同項第3号」を「第1項第3号」に、「を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる」を「(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする」に、「掲示を始め」を「当該措置を開始し」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始め」を「当該措置を開始し」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

議案第 8 号

西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

専門的分野における業務を推進するために任用する任期付職員の処遇を改善するため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年西予市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」を「第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」に、「適用する」を「適用し、その職務の級は、その者が従事する業務に応じて市長が別に定める基準に従い決定する」に改め、同条第2項中「任命権者は、第2条及び第3条」を「第2条第2項、第3条及び第4条」に、「並びに任期付短時間勤務職員の職務の級を」を「は」に改め、同条第3項中「任期付短時間勤務職員」を「第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」に改め、「、第1項の規定にかかわらず」及び「職務の級に応じて別表の規定により適用される」を削り、同条に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、任期付短時間勤務職員が従事する業務その他の勤務条件が定年前再任用短時間勤務職員と同等又はこれに準ずるものと認められる場合における当該任期付短時間勤務職員の西予市職員の給与に関する条例(平成16年西予市条例第50号。以下「給与条例」という。)の規定の適用については、給与条例中、定年前再任用短時間勤務職員の規定を適用する。

第8条第1項中「西予市職員の給与に関する条例(平成16年西予市条例第50号。以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に、「及び第4条」を「、第4条、第7条、第8条の3、第9条の2、第18条及び第18条の3」に、「任期付短時間勤務職員」を「特定任期付職員」に改め、同条第2項中「第7条」を「第4条、第7条」に、「任期付短時間勤務職員」を「第2条第2項、第3条及び第4条の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条第3項中「第9条第2項第2号及び第13条第2項中」を「第9条第2項第2号中」に改め、「育児短時間勤務職員等及び」及び「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び」を削り、「短時間勤務職員」とするを「短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第13条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

特定任期付職員給料表

(単位：円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	407,511	457,821	511,149	577,558

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号

西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に準じ、本市職員等の旅費制度を見直すため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

西予市職員等の旅費に関する条例(平成16年西予市条例第56号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第2条第3号中「以下」の次に「この号において」を加え、同条第4号中「在勤庁(常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所)」を「勤務公署(任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所」に改め、同条第6号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) 家族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第8号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を削り、同条に次の1号を加える。

(9) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

第3条第1項中「出張し」の次に「、又は赴任し」を加え、同条第2項第1号及び第2号中「出張」の次に「又は赴任」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第3条第3項中「第3号」を「第4号」に改め、同条第5項中「その出発前に」を削り、「旅行命令等を取り消され」を「旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。))を受け」に、「死亡した場合において」を「死亡した場合その他規則で定める場合には」に、「支出した金額があるときは、当該金額」を

「支出した金額」に、「損失となった金額で市長が」を「損失となる金額又は支出を要する金額で規則で」に改め、同条第6項中「交通機関等の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「(取消しを含む。以下同じ。)」を削り、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項本文中「これを変更」を「その変更を」に改め、「記載」の次に「又は記録を」を加え、「提示して行わなければ」を「通知してしなければ」に改め、同項ただし書中「記載」の次に「又は記録」を加え、「これを変更」を「その変更を」に改め、同項後段を削り、同条第5項を次のように改める。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、通知しなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条第1項中「日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第2項から第14項までを削る。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第6条に規定する種目及び第10条から第20条までに規定する内容に基づき」を加え、同条を第8条とする。

第10条から第13条までを削る。

第14条第1項中「は、所定の請求書」を「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「旅費の必要」を「旅費又は旅費に相当する金額の必要」に、「金額の支給」

を「支給又は支払」に改め、同条第5項中「及び様式並びに前2項に規定する期間」を「又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他必要な事項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。

6 前項の規定により書類又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該書類又は資料を提出したものとみなす。

第14条を第9条とし、第9条の次に次の5条を加える。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び鉄道に類するもの並びに軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道及び軌道に類するものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(市長等が利用する場合に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級(市長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及び船舶に類するものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(市長等が利用する場合に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級(市長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及び航空機に類するものをいう。次項及び第14条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級(市長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(車賃)

第13条 車賃は、自家用自動車(旅行命令権者が認めたものに限る。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、路程1キロメートルにつき37円の範囲内で規則に定める額とする。ただし、路程に1キロメートル未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶、航空機及び前条に規定する自家用自動車以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

「第2章 内国旅行の旅費」を削る。

第15条から第20条までを次のように改める。

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表に定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第12条まで及び第14条の規定による費用並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、第15条の規定により支給される宿泊費又は前条の規定により支給される包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合  
前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合  
前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、1夜当たり2,400円とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第20条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第19条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第20条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。

この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第10条から第14条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第21条から第25条までを削る。

第26条中「次に規定する旅費とする」を「退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第26条を第21条とする。

第27条の見出し中「遺族」の次に「等」を加え、同条第1項中「第3条第2項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「死亡地から旧在勤地までの往復に

要する前職務相当の旅費」を「出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同条第2項を削り、同条を第22条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第14条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第8条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第15条、第16条、第18条、第19条及び第20条第1項並びに第8条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(外国旅行の旅費)

第24条 第8条及び第10条から前条までの規定にかかわらず、外国旅行する場合に支給する旅費の種類及び旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定の例により、市長が別に定める。

第3章を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第37条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、同条を第25条とする。

第38条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第27条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が別に定める。

第39条を第28条とする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表(第15条関係)

区分	宿泊費基準額（1夜につき）	
	市長等、市長職務執行者、監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員、消防団長、副団長	左記以外の者
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円

京都府	27,000 円	19,000 円
大阪府	18,000 円	13,000 円
兵庫県	17,000 円	12,000 円
奈良県	15,000 円	11,000 円
和歌山県	15,000 円	11,000 円
鳥取県	11,000 円	8,000 円
島根県	13,000 円	9,000 円
岡山県	14,000 円	10,000 円
広島県	18,000 円	13,000 円
山口県	11,000 円	8,000 円
徳島県	14,000 円	10,000 円
香川県	21,000 円	15,000 円
愛媛県	14,000 円	10,000 円
高知県	15,000 円	11,000 円
福岡県	25,000 円	18,000 円
佐賀県	15,000 円	11,000 円
長崎県	15,000 円	11,000 円
熊本県	20,000 円	14,000 円
大分県	15,000 円	11,000 円
宮崎県	17,000 円	12,000 円
鹿児島県	17,000 円	12,000 円
沖縄県	15,000 円	11,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西予市職員等の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第 2 条第 4 号に規定する旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行について適用し、同日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、同日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、同日以後に同号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応す

る分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 4 西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年西予市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第18条」を「第13条」に改める。

## 議案第10号

西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定する。

令和8年2月24日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

本市職員等に適用される旅費制度の改正に伴い、証人等に支給する実費弁償  
の額及び支給方法を見直すため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

西予市証人等の実費弁償に関する条例(平成16年西予市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出し中「の額」を削る。

第3条及び第4条を次のように改める。

(実費弁償の額及び支給方法)

第3条 実費弁償の額及び支給方法は、西予市職員等の旅費に関する条例(平成16年西予市条例第56号)の適用を受ける職員の例による。

2 前項の額に加えて、日当として、1日につき7,300円を実費弁償として支給する。ただし、証人等が公務の遂行を補助するため出頭し、参加し、又は出席した時間が4時間を超えない場合の日当の額は、4,500円とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 11 号

西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

二木生地域づくり活動センターを移転することに伴い、本条例の一部を改正するものである。

西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例(令和4年西予市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1 二木生地域づくり活動センターの項を次のように改める。

にきぶ地域づくり活動センター	西予市三瓶町二及1番耕地389番地1
----------------	--------------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

西予市認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

市立認定こども園において、乳児等通園支援事業を実施するため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市認定こども園条例の一部を改正する条例

西予市認定こども園条例(平成29年西予市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条中「保育料」を「保育料等」に改め、同条を第17条とする。

第15条(見出しを含む。)中「保育料」を「保育料等」に改め、同条を第16条とする。

第14条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条中「及び一時預かり保育料」を「、一時預かり保育料及び乳児等通園支援事業利用料(以下「保育料等」という。)」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(乳児等通園支援事業利用料)

第14条 市長は、乳児等通園支援事業を実施したときは、当該乳児等通園支援事業を受けた児童の保護者から当該乳児等通園支援事業に係る費用(以下「乳児等通園支援事業利用料」という。)を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(乳児等通園支援事業の利用に関する準備行為)

2 乳児等通園支援事業の利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第13号

西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について

西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成に係る年間助成回数を見直すため、本条例の一部を改正するものである。

西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を  
改正する条例

西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例(平成16年西予市条例  
第142号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「24回」を「12回」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第14号

西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

後期高齢者医療保険料の普通徴収に係る納期を変更するため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

西予市後期高齢者医療に関する条例(平成20年西予市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「12月1日から同月31日まで」を「12月1日から同月25日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について

西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

公共施設の再編に伴い、西予市俵津集落総合施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例

西予市農村改善センター条例(平成16年西予市条例第189号)の一部を次のように改正する。

第2条の表西予市俵津集落総合施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第16号

西予市沿岸域の環境保全に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

西予市沿岸域の環境保全に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定する。

令和8年2月24日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

環境の保全に関する審議を行う機関を統合し、効率的、一体的な運営を図る  
ため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市沿岸域の環境保全に関する条例の一部を改正する条例

西予市沿岸域の環境保全に関する条例(平成16年西予市条例第180号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第12条を次のように改める。

(環境の保全に関する審議)

第12条 市の沿岸域における環境の保全に関する事項は、西予市環境基本条例(令和元年西予市条例第55号)第21条の規定により設置する西予市環境審議会において審議するものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第17号

西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

西予市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市火災予防条例の一部を改正する条例

西予市火災予防条例(平成16年西予市条例第254号)の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。)」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(簡易サウナ設備)

第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。))又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項中「西予市」を「市」に改め、同項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加え、同条第2項中「西予市民」を「市民」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第18号

西予市給水条例の一部を改正する条例制定について

西予市給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

簡易水道事業及び愛媛県条例水道等の水道料金を改定するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市給水条例の一部を改正する条例

西予市給水条例(平成16年西予市条例第239号)の一部を次のように改正する。  
別表第1(2)簡易水道事業及び愛媛県条例水道等の部1宇和町に属する地域の項中

「

田苗簡易水道	3箇月	0～10m <sup>3</sup>	550円	55円
西山田簡易水道	4箇月	0～40m <sup>3</sup>	1,100円	33円

を

」

「

田苗簡易水道	3箇月	0～10m <sup>3</sup>	550円	110円
西山田簡易水道	4箇月	0～40m <sup>3</sup>	2,200円	44円

に改める。

」

別表第1(2)簡易水道事業及び愛媛県条例水道等の部2野村町に属する地域の項中

「

天神簡易水道	家事用	10m <sup>3</sup>	880円	88円
--------	-----	------------------	------	-----

を

」

「

天神簡易水道	家事用	10m <sup>3</sup>	880円	110円
--------	-----	------------------	------	------

に、

」

「

奈良野県条例水道	家事用	10m <sup>3</sup>	1,925円	88円
----------	-----	------------------	--------	-----

を

」

「

奈良野県条例水道	家事用	10m <sup>3</sup>	2,000円	88円
----------	-----	------------------	--------	-----

に改める。

」

別表第1(2)簡易水道事業及び愛媛県条例水道等の部3城川町に属する地域の項中

「

田穂簡易水道	家事用	10m <sup>3</sup>	770円	88円
--------	-----	------------------	------	-----

を

「

田穂簡易水道	家事用	10m <sup>3</sup>	1,540円	88円
--------	-----	------------------	--------	-----

」に改める。

」

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、令和8年4月分として徴収する料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

## 議案第19号

### 市道路線の廃止について

市道路線を下記のとおり廃止したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

西予市長 管家 一夫

#### 記

整理 番号	路線名	起 終 点	延長(km) 幅員(m)
7-3	脇宮崎線	明浜町俵津3番耕地921番 明浜町俵津8番耕地431番1	1.029 2.00~5.80
7-4	旧町地区253号線	宇和町伊賀上1646番28 宇和町伊賀上1646番31	0.079 3.70~4.05
7-5	グラント線	野村町野村12号82番 野村町野村12号83番2	0.124 3.50~5.50
7-6	グラント支線	野村町野村12号83番2 野村町野村12号89番1	0.106 4.90~5.10
7-7	石久保権現支線	野村町野村1号57番6 野村町阿下6号595番6	0.198 5.20~10.20
7-8	杖野々線	城川町高野子4284番1 城川町高野子4264番1	0.190 4.00~6.10
7-9	高野子団地線	城川町高野子4271番19 城川町高野子4271番12	0.146 2.60~5.30

#### 提案理由

市道脇宮崎線他6路線を廃止するものである。

## 議案第20号

### 市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

西予市長 管家 一夫

### 記

整理番号	路線名	起点 終点	延長(km) 幅員(m)
7-10	脇宮崎線	明浜町俵津3番耕地921番 明浜町俵津9番耕地160番9	1.254 2.00~6.50
7-11	旧町地区253号線	宇和町伊賀上1646番28 宇和町伊賀上1699番33	0.056 4.05~4.60
7-12	旧町地区410号線	宇和町卯之町三丁目444番 宇和町卯之町三丁目516番	0.107 2.00~4.20
7-13	グラント線	野村町野村12号82番 野村町野村12号94番	0.164 3.50~5.50
7-14	石久保権現支線	野村町野村1号2番3 野村町阿下6号595番6	0.443 4.00~10.40

### 提案理由

脇宮崎線他4路線を市道に認定するものである。

## 議案第 2 1 号

### 西予市過疎地域持続的発展計画の策定について

西予市過疎地域持続的発展計画を策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

西予市長 管 家 一 夫

#### 提案理由

現行の西予市過疎地域持続的発展計画が、令和7年度をもって期間満了となることから、引き続き、本市における過疎地域の持続的な発展を図るため、令和8年度から令和12年度までを期間とする次期計画を策定するものである。

# 西予市過疎地域持続的発展計画（案）

（令和 8 年度～令和 12 年度）

愛媛県西予市



## 目次

第1．基本的な事項	1
1．西予市の概況	1
(1) 自然的条件	1
(2) 沿革	1
(3) 過疎の状況	2
(4) 社会経済的発展の方向	3
2．人口及び産業の推移と動向	4
(1) 人口の推移と動向	4
(2) 産業の推移と動向	4
(3) 産業別の現況と動向	5
3．行財政の状況	7
(1) 行財政運営	7
(2) 歳入歳出決算	7
(3) 施設整備水準	9
4．持続的発展の基本方針	10
(1) 都市圏への人口流出に歯止めを	10
(2) 若い世代にもチャンスを	10
(3) 地域間連携を	11
(4) 新しい人の流れを	11
(5) 誰もが活躍できる地域社会を	11
(6) 持続可能な開発目標（SDGs）まちづくりを	11
5．地域の持続的発展のための基本目標	11
(1) 人口に関する目標	11
(2) 財政力に関する目標	11
6．計画の達成状況の評価に関する事項	11
7．計画期間	11
8．公共施設等総合管理計画との整合	11
第2．移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	14
1．移住・定住・地域間交流の促進	14
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	14
2．教育・人材育成	14
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	15
3．計画	15
第3．産業の振興	16
1．農林水産業	16

(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	17
2. 製造業・商業	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	19
3. 企業誘致と起業の促進	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	19
4. 観光・レクリエーション	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	20
5. 他の市町等の連携施策	20
6. 計画	21
7. 産業振興促進事項	22
(1) 産業振興促進区域及び進行すべき業種	22
(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	22
8. 公共施設等総合管理計画との整合	22
第4. 地域における情報化	24
1. 情報化	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
2. 計画	25
3. 公共施設等総合管理計画との整合	25
第5. 交通施設の整備、交通手段の確保	27
1. 交通施設	27
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	27
2. 公共交通	27
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	28
3. 計画	28
4. 公共施設等総合管理計画との整合	33
第6. 生活環境の整備	35
1. 水道施設	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
2. 下水処理施設	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	36

3.	廃棄物処理	36
	(1) 現況と問題点	36
	(2) その対策	36
4.	消防施設	37
	(1) 現況と問題点	37
	(2) その対策	37
5.	公営住宅等	38
	(1) 現況と問題点	38
	(2) その対策	39
6.	計画	39
7.	公共施設等総合管理計画との整合	41
第7.	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	43
1.	児童福祉	43
	(1) 現況と問題点	43
	(2) その対策	43
2.	高齢者福祉	43
	(1) 現況と問題点	43
	(2) その対策	44
3.	障がい者福祉	44
	(1) 現況と問題点	44
	(2) その対策	45
4.	計画	45
5.	公共施設等総合管理計画との整合	45
第8.	医療の確保	47
1.	医療の確保	47
	(1) 現況と問題点	47
	(2) その対策	47
2.	計画	48
3.	公共施設等総合管理計画との整合	50
第9.	教育の振興	51
1.	学校教育	51
	(1) 現況と問題点	51
	(2) その対策	51
2.	生涯学習・社会教育	51
	(1) 現況と問題点	51
	(2) その対策	52
3.	集会施設	52
	(1) 現況と問題点	52
	(2) その対策	52

4.	体育施設	53
	(1) 現況と問題点	53
	(2) その対策	53
5.	計画	54
6.	公共施設等総合管理計画との整合	55
第10.	集落の整備	57
1.	過疎地域集落再編整備	57
	(1) 現況と問題点	57
	(2) その対策	57
2.	計画	58
第11.	地域文化の振興等	59
1.	文化財・伝統文化	59
	(1) 現況と問題点	59
	(2) その対策	60
2.	文化活動	61
	(1) 現況と問題点	61
	(2) その対策	61
3.	計画	62
4.	公共施設等総合管理計画との整合	63
第12.	再生可能エネルギーの利用の推進	64
1.	再生可能エネルギーの利用	64
	(1) 現況と問題点	64
	(2) その対策	64
2.	計画	64
第13.	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	65
1.	地域づくり活動	65
	(1) 現況と問題点	65
	(2) その対策	65
2.	公共施設等総合管理計画の推進	65
	(1) 現状と問題点	65
	(2) その対策	65
3.	計画	66
第14.	事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分	67

## 第 1. 基本的な事項

### 1. 西予市の概況

#### (1) 自然的条件

西予市は、愛媛県南部中央に位置し、東は高知県禰原町、愛媛県久万高原町、内子町と、南は鬼北町、宇和島市と、北は八幡浜市、大洲市と接し、西は宇和海に面して九州に対峙しています。総面積は 514.35 ㎢を有し、東西に細長い地形を呈しており、臨海地域は典型的なリアス海岸で湾内は屈曲変化に富み、自然の良港を形成しています。中間地域は宇和盆地が広がり南予地方最大の穀倉地帯となっています。山間地域は全般に起伏の多い峡谷型をなし、東端には石灰岩の林立する四国カルスト高原が広がっています。

主要な河川は、北流して瀬戸内海に注ぐ肱川の上流部とその支流である黒瀬川、船戸川などであり、平地部分はこれらの河川沿いに広がっていますが、全体的に丘陵山地が大部分を占めています。山地は東へ行くほど標高が高くなって、四国山地のカルスト台地に連なり、東端部の源氏ヶ駄場（標高 1,403m）を最高峰として、本地域内の標高差は海拔 0 m から約 1,400m に及びます。宇和町、野村町、城川町は、肱川流域の各支流沿いの谷間で結ばれていますが、全体的に丘陵山地で分かれており、海側の明浜町、三瓶町とは河川流域が異なり、急峻な山々で東西に隔てられています。また、本地域と周辺市町の境界も肱川の部分を除き山地で隔てられています。

気候は、四国西南部に位置しているため、全体的に温暖な気候ですが、臨海部と山間部では、気温や降水量の差が見られ、山間部では積雪もあり多様な気候を併せ持っています。

#### (2) 沿革

中世には、現在の南予地方全体を包括する宇和郡として、位置的にも県南部の中心地でした。鎌倉期以降も橘氏、西園寺氏の支配下にあり南予地方の中心地として栄え、近世においては、宇和島藩あるいは分家の吉田藩に属し、文化の土壌を共有しながら、産業や人的交流が盛んに行われてきました。

地方分権改革が進む中、本地域は、平成 13 年 2 月の愛媛県市町村合併推進要綱を参考として、平成 14 年 3 月、東宇和郡明浜町・宇和町・野村町・城川町及び、西宇和郡三瓶町の 5 町が合併協議を開始することを決定しました。

この決定を受けて、平成 14 年 4 月に、東宇和・三瓶町合併協議会を設置して、新しいまちづくりの協議を進め、平成 16 年 4 月 1 日に 5 町が合併し、西予市が誕生しました。

平成 21 年 12 月 8 日には、西予市宇和町卯之町の町並みが国の重要伝統的建造物群保存地区として全国 86 番目の選定を受けました。卯之町は、宇和島藩の「在郷町」として、白壁、うだつ、持ち送りなどの特徴ある町並みが保存されています。

平成 25 年 9 月 24 日には、日本ジオパーク委員会から本市全域が「四国西予

ジオパーク」として日本ジオパークに認定されました。四国西予ジオパークには、日本最古級の黒瀬川構造帯などの個性的な地質や、四国カルスト、宇和海リアス海岸、河成段丘といった特徴的な地形、海拔0mから1,400mまでの海・里・山に多種多様な生態系や伝統・文化が点在しています。令和4年4月には市内各地に広がる西予の魅力を発信し、それらに関する資料を収集・整理・保存を通じて未来へと繋げていく四国西予ジオパークの拠点施設として「四国西予ジオミュージアム」を開館しました。

平成27年8月3日には、四国電力伊方原発での災害拠点対応として、愛媛県オフサイトセンターが開所しました。緊急事態が発生した場合に、国の「原子力災害現地対策本部」や都道府県及び市町村の「災害対策本部」などの情報を共有しながら連携のとれた応急対策を講じます。

平成30年7月には豪雨により、これまでにない甚大な被害を受けました。この災害の記録と記憶を後世に語り継ぐことで、風化させることなく、防災や減災に繋げていこうと、市民による語り部団体の発足、災害伝承展示室や、復興公園を整備しました。

令和元年10月1日には、愛媛大学地域協働センター南予が設置されました。愛媛県南予地域の産業や人材育成、まちづくりなど、愛媛県南予地域の様々な地域課題の解決と地域活性化を公民学協働で推進します。

令和3年には、官民連携手法であるPFI事業を活用し、卯之町駅前を拠点とした地域全体の交流拡大や賑わいづくりを通じた地域経済の活性化を目的とし、卯之町駅前整備と「西予市卯之町駅前複合施設ゆるりあん」が落成しました。

令和5年4月には社会教育の拠点であった地区公民館を、市民と行政の協働による持続可能な地域づくりを目的とする地域づくり活動センターへ移行しました。

### (3) 過疎の状況

#### ① 人口等の動向

本市の令和2年の国勢調査人口は35,388人で、県全体の人口1,334,841人の2.65%を占めています。人口の推移で見ると平成2年から令和2年の30年間で16,505人減少しており、著しい減少傾向になっています。

世帯数は、令和2年国勢調査では15,474世帯で、県全体601,402世帯の2.57%となっています。昭和60年から平成17年までの世帯数の推移については、増加傾向でしたが、平成22年以降は減少の一途をたどっています。また、一世帯当たりの人員は昭和60年が平均3.2人であったのに比べ、令和2年は2.29人に減少し、核家族化・少子化などが著しく進行している状況を示しています。

#### ② これまでに講じた過疎対策

昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の成立を契機として、各種過疎対策事

業により、若年人口の流出及び高齢化の進展に伴う地域社会の活力低下の対策、地域の特性を活かした個性的で魅力あるふるさとづくりを推進するとともに、心豊かで住み良い地域社会づくりをめざし、生活道路網・生活環境・行政関係施設・福祉施設・医療施設・学校施設・社会教育施設・農林漁業基盤の整備等の地域インフラ整備、並びに産業の振興、医療の確保、町並みの保全など地域の特性に対応するためのソフト事業を進めてきました。

### ③ 課題と今後の見通し

四国西予ジオパークの認定を契機として、積極的に本市の魅力を発信しつつ、南予における中心的な位置の自治体として、産業振興や企業支援による魅力ある就業の場の拡大を図るとともに、快適な生活環境の整備、福祉、教育、文化環境を整備する等、若者の地方での就労を促進する対策が必要となっております。また、内部人財の育成と外部人財の獲得、この両輪をうまく進めながら、地方への移住・定着、関係人口の創出・拡大を促進するため、あらゆる政策を動員し、過疎対策に対応する必要があります。

また、第1次産業のうち農業については、基盤整備は進めているものの、農産物の輸入自由化等の価格の低迷から後継者不足、農業従事者の高齢化、人口減少によって耕作放棄地が増加し農業生産額に影響が出ています。漁業は海岸部の三瓶町、明浜町における主要な産業であり、まき網漁業や養殖漁業が盛んに営まれています。しかし近年漁獲、魚価の低迷等により厳しい経営を余儀なくされており、海洋環境等の保全を図りながら、漁獲の向上に努め、この地域の特性を活用した産業として発展させなければなりません。少子化の影響と転出超過により、市内に生活する若者が少ないという現状があります。このため高齢化率は44.6%（住民基本台帳令和7年4月）に達しており、今後さらに増加が見込まれる高齢者に対する福祉・生きがい対策の重要度が増してくると考えられます。

加えて、持続的な行政サービスの提供を行うため、行政手続きのワンストップ・ワンズオンリー化、オンライン化等、窓口デジタル化に加え、テレワークの推進、オンライン学習などICTを活用した暮らし方の改革を進める必要があります。

## （４）社会経済的発展の方向

移住・定住策は、テレワークにより仕事を確保したまま地方移住への需要は高まっていますが、受入れる施設整備が十分ではないため、企業のサテライト誘致ならびに移住者の促進につながっていません。テレワーク、リモートワークなどICT環境の整備を講じつつ、ソフト事業と一体となった条件整備に取り組む、生活環境の向上、福祉施設の充実に努める必要があります。

地域が衰退していく中で、最も重要となるのは、人材育成です。多様な考え方や知識を、経験のある人から、若いうちに学ぶことは大変意義のあることです。また、社会に出た後においても、多様な全ての人が都市でも地方でも、学

び、輝き続ける社会を実現するために、地元大学及び周辺自治体と連携し、社会人でも学ぶことのできる仕組みを構築し、地域に貢献できる人材の育成を行うことが必要です。

農林漁業は、本市の基礎をなす産業であり、生活空間の重要な構成要素として、多くの市民が関わりをもっている産業といえます。近年における輸入自由化の進行、規制緩和は本市の農林漁業にとって重大な影響を及ぼしています。

また、高齢化の進展や若者の流出に伴い、後継者不足が大きな問題となっています。今後の産業活性化には、第1次産業及びこれに関連する地場産業の振興を計画的、総合的に進めていくことが必要となります。他の産地との競争に対抗するために、ジオパークを活かした、ブランドイメージを定着させるため、統一感のある景観、環境、雰囲気等を、地域のみinnで作り上げていくことが必要となっています。

本市を含む「八幡浜・大洲圏」は海・山の豊かな自然と歴史的文化の集積があり、圏域全体で自然と調和した快適な生活空間の形成を目指すためにも、今後、市が有する農業・漁業と一体となった自然景観を生かしたグリーン・ブルーツーリズムを積極的に展開し、滞在型交流人口の増大による地域社会の活力維持の施策に重点を置く必要があります。

## 2. 人口及び産業の推移と動向

### (1) 人口の推移と動向

本市の人口は、平成12年の47,217人に対して、令和2年には35,388<sup>\*1</sup>人と、20年間で11,829人も人口が減少しており、今なお人口減少は進んでおります。また、生産年齢人口の減少、少子高齢化も進展し、令和7年4月1日現在、高齢化率は44.6%<sup>\*2</sup>となっております。

このような状況において、地域社会の活力を維持し発展させるためには、新たな産業振興などによる魅力ある就業の場の拡大や子育て支援策などを強力に推進するとともに、快適な生活環境整備、福祉・教育・文化環境の充実など総合的なまちづくりを進め、人口流出による人口減少を抑制し、地域の未来を担う若年層を中心とした定住を促進する必要があります。加えて、ICTを活用したテレワークを推進し、人口減少時代における労働力人口の確保、地域の活性化などへも寄与する、働き方・暮らし方改革実現による移住者の受入れを促進するなど、様々な施策を連動させ、移住・定住対策を進めていく必要があります。

### (2) 産業の推移と動向<sup>\*3</sup>

本市の15歳以上の就業者数は、令和2年16,740人で、対総人口の比率は

<sup>1</sup> 人口は国勢調査参照（各年10月1日現在）

<sup>2</sup> 住民基本台帳参照

<sup>3</sup> 国勢調査就業状態等基本集計参照

47.3%であり、平成 27 年 18,072 人、対総人口比率 46.4%に比べると就業者の総数は減少している一方で、人口減少、少子高齢化が加速しており比率は増加傾向にあります。

産業構造を産業別就業者数の割合で見ると、令和 2 年の国勢調査では、第 1 次産業 18.7%、第 2 次産業 16.5%、第 3 次産業 60.5%となっています。平成 27 年と令和 2 年を比較してみると、第 1 次産業人口割合が 21.0%から 18.7%、第 2 次産業が 17.5%から 16.5%、第 3 次産業は 60.9%から 60.5%と減少しています。就業者自体はこの間 7.4%減少しており、いずれの産業においても就業人口が減少しています。

### (3) 産業別の現況と動向<sup>※4</sup>

市の産業構造を就業者数で見ると、令和 2 年では、第 1 次産業が 18.7%、第 2 次産業が 16.5%、第 3 次産業が 60.5%となっており、第 1 次産業は県の構成比の 6.8%を上回り他市町と比較すると第 1 次産業が占める割合が多くなっています。

第 1 次産業である農業経営者の平均年齢は、令和 2 年は 64.5 歳で、後継者不足は明らかであり、経営耕作面積のある農業経営対数は平成 22 年で 2,895 体でしたが、令和 2 年には 1,832 体と 36.7%減少しており、高齢化の進展に伴い、農業の担い手の減少、耕作放棄地の増大は不可避な状況となっています。

第 2 次産業では、製造業と建設業が市の売上高の 2 位と 3 位を占めるものの、就業者数は平成 27 年と令和 2 年を比較するとそれぞれおよそ 14%減少しています。事業所数で見ると卸売業、小売業が 27.2%、建設業が 11.7%を占めていますが、小規模事業所が大半を占めており、地域の核となる一定規模の企業の新規立地もほぼないため、事業所従業員数は減少しています。

本市の特長として、第 3 次産業である福祉関連従事者が多く、福祉関連は地域の大きな雇用の場として、貢献していると言えるものの、人口減少に伴い、高齢人口は平成 28 年以降に減少傾向に転じており、高齢者施設や高齢者に特化した経営状況も困難になる可能性があります。

---

<sup>4</sup> 国勢調査就業状態等基本集計、農林業センサス、地域経済分析システム（RESAS：リーサス）参照

表 1-1 (1) 人口の推移<sup>※5</sup> (国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 79,525		人 69,278	% △12.9	人 61,009	% △11.9	人 57,528	% △5.7	人 56,175	% △2.4
0 歳～14 歳	27,346		19,813	△27.5	14,794	△25.3	12,776	△13.6	11,772	△7.9
15 歳～64 歳	45,371		42,331	△6.7	38,785	△8.4	36,827	△5.0	35,577	△3.4
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	16,119		13,848	△14.1	11,175	△19.3	9,926	△11.2	8,639	△13.0
65 歳以上 (b)	6,808		7,134	4.8	7,430	4.1	7,925	6.7	8,826	11.4
(a) / 総数 若年者比率	% 20.3%		% 20.0	-	% 18.3	-	% 17.3	-	% 15.4	-
(b) / 総数 高齢者比率	% 8.6		% 10.3	-	% 12.2	-	% 13.8	-	% 15.7	-

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率								
総数	人 54,804	% △2.4	人 51,893	% △5.3	人 49,022	% △5.5	人 47,217	% △3.7	人 44,948	% △4.8
0 歳～14 歳	10,828	△8.0	8,951	△17.3	7,347	△16.9	6,282	△15.5	5,413	△13.8
15 歳～64 歳	34,256	△2.7	31,799	△7.2	28,538	△10.3	26,338	△7.7	24,114	△8.4
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	7,482	△13.4	6,831	△8.7	6,018	△11.9	5,830	△3.1	4,966	△14.8
65 歳以上 (b)	9,720	10.1	11,143	14.6	13,047	17.1	14,586	11.8	15,421	5.7
(a) / 総数 若年者比率	% 13.7	-	% 13.2	-	% 12.3	-	% 12.3	-	% 11.0	-
(b) / 総数 高齢者比率	% 17.7	-	% 21.5	-	% 25.6	-	% 30.9	-	% 34.3	-

<sup>5</sup> 国勢調査参照

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 42,080	% △6.4	人 38,919	% △7.5	人 35,388	% △9.1
0 歳～14 歳	4,744	△12.4	4,199	△11.5	3,571	△15.0
15 歳～64 歳	21,788	△9.6	18,830	△13.6	16,127	△14.4
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	3,908	△14.9	3,326	△21.3	2,729	△17.9
65 歳以上 (b)	15,536	0.7	15,830	1.9	15,578	△1.6
(a) / 総数 若年者比率	% 9.3	-	% 8.5	-	% 7.7	-
(b) / 総数 高齢者比率	% 36.9	-	% 40.7	-	% 44.0	-

表 1-2 (2) 人口の見通し (第 2 期西予市人口ビジョン)

【高位推計】(単位:人)

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年
明浜町	3,977	3,560	3,009	2,589	2,222	1,873	1,577	1,329	1,120	963	831
宇和町	17,663	17,291	16,508	15,782	15,074	14,536	14,048	13,448	12,911	12,417	11,967
野村町	9,706	8,846	7,679	6,724	5,891	5,181	4,591	4,012	3,485	3,061	2,696
城川町	4,107	3,625	3,184	2,705	2,304	1,960	1,661	1,379	1,146	971	823
三瓶町	8,003	7,226	6,551	5,697	4,926	4,216	3,593	2,998	2,503	2,117	1,799
計	43,456	40,548	36,931	33,497	30,417	27,766	25,470	23,166	21,165	19,529	18,116

西予市住民基本台帳参照

### 3. 行財政の状況

#### (1) 行財政運営

安定的で健全な行財政運営を維持するため、業務改革、業務効率によるサービスの向上は、厳しい財政状況の中であっても、市民の満足度及び信頼度と、職員の満足度及び意欲を高めることが重要となっています。そのため、Society5.0 の様々な技術を活用した行政改革の推進により職員の意識改革、働き方改革を進め、社会の様々なニーズへの対応と、質の高いサービスの提供による持続可能な地域づくりを目指します。

#### (2) 歳入歳出決算

歳入歳出決算額の総額を見ると、平成 27 年度に比べ令和 5 年度は歳入 13%、歳出は 13.1%増加し、歳入総額 32,528,894 千円、歳出総額 31,147,046 千円となっています。

歳入においては、平成 30 年 7 月豪雨による大規模災害への対応のため、財政調整基金の取崩しや、災害関連への特別交付税の措置により一時的に増額をしております。しかし、災害による経営環境の変化や、農林水産業などをはじめとした長引く景気の低迷により市税収入は減少、加えて、合併後 10 年間は合併算定替により配分されていた普通交付税は令和 2 年度から一本算定での配分となったことから、一般財源収入は減少しております。不足する財源については、脆弱な財政力の本市では、過疎対策事業債を中心とした地方債の借入による対応を余儀なくされました。

一方歳出においては、雇用の確保や社会福祉関連のほか各地域特有の資源活用や産業振興などの需要の増加に加え、平成 30 年 7 月豪雨からの復興・復旧事業への取組みや新型コロナウイルス感染症対策などで年々増大しており、経常経費の削減や投資的な事業の見直しを行い、行政需要に対応してきたところです。また、安心安全な社会生活を送るため、道路や上下水道などのインフラ整備については、地方債を充当した普通建設事業費は地域内の社会資本の整備に大きな役割を果たしています。

景気後退や高齢化の進展等により厳しい財政状況にある中で、質の向上を重視する価値観の多様化など、社会経済情勢の変化や成熟社会に対応できる自立した自治体として、将来にわたって持続可能な行財政運営に努める必要があります。

表 1-2(1)市町村財政の状況<sup>※6</sup>

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 5 年度
歳入総額 A	30,785,277	28,791,344	37,093,657	32,528,894
一般財源	17,177,087	17,155,883	16,578,151	17,756,717
国庫支出金	3,999,665	3,239,166	8,978,799	4,135,300
都道府県支出金	1,886,742	1,837,017	2,686,251	2,451,517
地方債	5,360,300	4,107,152	3,671,456	2,684,640
うち過疎対策事業債	1,604,500	1,593,000	1,049,500	1,871,200
その他	2,361,483	2,452,126	5,179,000	5,500,720
歳出総額 B	30,019,162	27,550,762	35,629,173	31,147,046
義務的経費	11,341,146	11,486,914	12,821,426	13,718,140
投資的経費	7,946,460	5,412,772	6,780,833	5,023,411
うち普通建設事業	7,827,806	4,832,858	4,882,108	4,420,470
その他	10,731,556	10,651,076	16,026,914	12,405,495
過疎対策事業費 <sup>※7</sup>	2,771,916	2,395,453	2,320,678	3,040,743
歳入歳出差引額 C (A-B)	766,115	1,240,582	1,464,484	1,381,848
翌年度へ繰越すべき財源 D	61,427	158,059	436,371	235,135
実質収支 C-D	704,688	1,082,523	1,028,113	1,146,713
財政力指数	0.26	0.24	0.25	0.24
公債費負担比率	19.1	18.9	18.5	18.8
実質公債費比率	12.3	9.1	10.5	12.9
経常収支比率	84.1	85.3	96.5	97.5
将来負担比率	85.1	50.2	72.9	68.4
地方債現在高	35,265,030	34,795,935	39,916,246	38,396,299

### (3) 施設整備水準

公共施設の整備については、これまでの過疎対策事業等によりほぼ順調に進んできました。市道の改良率は 52.4%、舗装率は 80.2%と年々施設整備に対する効果が現れています。農道、林道については、計画的に整備を進め、労働生産性を高めた農林業経営のために幅員の拡張等も含めなお一層の整備が必要です。

<sup>6</sup> 区分は地方財政状況調の記載要領による。実質公債費比率と将来負担比率は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律 94 号）に基づく。

<sup>7</sup> 過疎対策事業債（ハード及びソフト）を活用した事業を集計したものである。

水道普及率については 98.5%であり、比較的高い水準にありますが、山間地域の無水源地域の解消を図るため施設の整備と水源取水の確保に努めます。

水洗化率は 65.3%と改善されていますが、快適で潤いのある生活環境を創出するために、公共下水道事業、山間地域にあっては、小型合併浄化槽等地域・地形に即した計画のもとで整備を進める必要があります。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	15.1	35.4	40.1	51.7	52.4
舗装率 (%)	39.6	68.5	74.2	79.8	80.2
農道					
延長 (m)	-	-	-	725,555	731,704
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	-	-	-	-	-
林道					
延長 (m)	-	-	-	293,444	338,970
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	-	-	-	-	-
水道普及率 (%)	45.1	87.8	92.5	95.1	98.5
水洗化率 (%)	6.0	20.0	49.5	44.0	65.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	15.8	10.0	10.6	8.7	8.9

#### 4. 持続的発展の基本方針

急速な少子高齢化や歯止めのかからない人口流出などにより、地域活力の低下や地域コミュニティの将来への不安などが顕著となっており、また、将来を担う人材の不足などにより、耕作放棄地の増加や森林の荒廃なども問題となっています。そこで、「第2次西予市総合計画」、「西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りつつ、市民と行政が共に改革者となり、西予市ならではの田舎だからこそできる方策を考え、改革を実行し、持続的発展を促進します。

##### (1) 都市圏への人口流出に歯止めを

本市から都市圏への人口流出に歯止めをかけるため、都市圏と同じ土俵で魅力を勝負するのではなく、故郷を愛する人財を育成し、新しいことにチャレンジすることによって、成長し、しごとを生み育て、人を呼び込み、生涯暮らせるまちづくりを実現する。

##### (2) 若い世代にもチャンス

若い世代の都市圏への片道切符を解消するため、当該世代が安心して就労し、希望通り結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会環境を実現

する。また、若い世代の起業・創業支援や事業承継を促し、稼ぐ地域をつくとともに、安心して働くことのできる仕組みを実現するための人財育成等を積極的に推進する。

**(3) 地域間連携を**

本市の予算と人員で行えることは多くなく、また近隣市町も同様の悩みを抱えていることから、これらの市町だけではなく、市内外の関係者とのさらなる連携と機能分担を模索し、より効率的な行政運営を実現する。

**(4) 新しい人の流れを**

地域への新しい人の流れをつくるため、移住・定住対策に加え、地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を拡大するため、定住には至らないものの、地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を推進する。

**(5) 誰もが活躍できる地域社会を**

女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現するため、共助、互助の考え方も踏まえたコミュニティの形成を図り、新たなビジネスチャンスの創出を実現する。

**(6) 持続可能な開発目標（SDGs）まちづくりを**

少子高齢化・地域格差・貧富の差などの課題を解決し、一人ひとりが快適に暮らせる社会を実現するため、Society5.0の様々な技術を活用することで、新しい価値やサービスを創出し、いつまでも住み続けられるまちづくりを実現する。

**5. 地域の持続的発展のための基本目標**

**(1) 人口に関する目標**

2030年における総人口 29,000人

**(2) 財政力に関する目標**

2030年実質公債比率 9.9%

2030年将来負担比率 73.0%

**6. 計画の達成状況の評価に関する事項**

達成状況については、市ホームページにて公開します。

**7. 計画期間**

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

**8. 公共施設等総合管理計画との整合**

本市は、下記の4つを基本目標に掲げ、令和4年12月に「西予市公共施設等総合管理計画」を改訂しました。

**(ア) 機能・サービスの最適化**

まちづくりの施策を実現するための公共施設の役割とその利用状況などを踏

まえ、施設の役割に則した使い方となっているか、当該施設でなければ提供できないサービスか、今後も必要なサービスかなどを検証して、機能・サービスの最適化を進めます。

上記により、公共施設（建物）を廃止する場合でも、実施しているサービス（機能）を今後も継続する必要がある場合は、他施設でサービス提供を行うなどの代替策を講じます。

#### （イ）施設保有量の最適化

今後の人口推移や財政状況など、社会環境の変化に対応するためには、機能・サービスの最適化とともに、公共施設の保有量についても最適化を図る必要があります。

公共施設個別施設計画において施設の方向性を判断していることから、公共施設の保有量（延床面積）を今後40年間で20%削減することを目標とします。

削減目標については、今後の社会情勢の変化、財政状況、人口動向等に応じて適宜見直しを行っていきます。

なお、インフラ施設については、市民生活や経済活動を支えるライフラインであることから、原則保有量の削減等は想定しないこととします。

#### （ウ）効率的な施設運営

公共建築物の管理運営は、市の直営施設が462施設で、指定管理等の民間活力を活用して運営している施設が42施設となっています。

効果的かつ効率的な施設管理を進めるため、施設の性質に応じて、市の直営から、地域力・民間活力を活用した管理運営手法（指定管理者制度等）の導入を図ります。その際、西予市指定管理者制度運用指針に基づき、要求水準の明確化を図るとともに、モニタリング評価を強化し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

民間活力の導入に当たっては、サウンディング型市場調査等を駆使し、民間事業者の実情に沿った条件等を整理するほか、民間のノウハウを最大限に活用する統括的管理業務委託の導入を検討します。

また、施設の管理運営費に占める施設利用料の割合は29.6%である実態を踏まえ、施設を利用する市民と利用しない市民との公平性の観点から、受益者負担の適正化を図ります。

#### （エ）長寿命化の推進

公共建築物については、施設に不具合が生じてから対応する「事後保全型」の管理から、点検・診断によって計画的な改修等を行う「予防保全型」の管理に転換し、施設の長寿命化を進めるとともに、庁内態勢の整備を検討します。

また、インフラ資産は、市民生活や地域経済を支える基盤であり、安全性を確保しつつ必要な機能を確実に発揮し続けることが重要であるため、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握するとともに、計画的・予防的な維持管理、修繕等を行うことによって、施設の長寿命化を進めます。

長寿命化の推進に当たっては、効率的で効果的な維持更新手法の導入を進め、

ライフサイクルコストの縮減を図ります。

本計画では「西予市公共施設等総合管理計画」に適合した公共施設等の整備を計画的に行い、公共施設等の効率的な整備、活用による地域の持続的な発展を目指します。

## 第2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### 1. 移住・定住・地域間交流の促進

#### (1) 現況と問題点

人口減少を少しでも食い止めるためには、出生数を増やすほか、人口流出を食い止めつつ、人口流入を促す必要があることから、移住・定住対策に加え、地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を拡大するため、定住には至らないものの、地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むことが重要となっています。そのため、本市のファンづくり事業や、テレワークなどの環境整備による働き方・暮らし方改革を推進し、首都圏だけではなく、県都松山市からの企業の誘致を行い移住者の増加を図ることなどが必要となっています。

近年の通信技術の躍進や働き方改革、そしてコロナ禍を機に進んだテレワークなどの多様な働き方は、企業誘致や移住促進の新たな機会となっています。これに対応するため、本市のファンづくり事業や、多様な働き方に対応できる環境整備を推進することで、首都圏や県都松山市からの企業の誘致を行い、移住者の増加と都市地域等との交流拡大が求められています。

#### (2) その対策

移住・定住・地域間交流施策を推進するため、テレワークやリモートワーク、ワーケーション等を総合的にプロデュースすることができる組織体制の構築を図り、移住希望者及び企業のニーズに応じた事業の展開をします。

受入れ態勢の強化を図るため、市民、地域づくり団体、事業所、行政、大学などあらゆる機関が連携し、ワークショップや研修会等を企画するとともに、県内の自治体と連携した移住フェアの開催やプロモーション活動により、市内外の移住・定住等の関心を高めます。加えて、空き家を活用したゲストハウスやシェアハウス、多様な働き方を支援するテレワーク等の場の提供、宿泊ができるコワーキングスペースの環境整備による新しい価値やサービスの提供を推進します。

### 2. 教育・人材育成

#### (1) 現況と問題点

子どもや若者世代が将来に向けた夢や希望、そしてふるさとへの誇りと愛着を持つことができるよう、様々な機関と連携し、ふるさと教育等を実施することが効果的です。

本市の令和6年度中学校卒業生数の多くが、市外の高校へ進学していることから、若い世代の市外流出が著しい状況となっています。

令和元年度に文部科学省が公表している社会人の学び直しの実態調査に関する調査研究では、学び直しを実施したことがないが予定・興味があると回答した割合が50%もいます。ICT化や新型コロナウイルス感染症拡大により、働き方・暮らし方改革が加速度的に進む中では、更に学びに対する関心は高まると

考えられます。このような中、教育と労働、出産・育児等の中の相互の行き来や両立をより円滑に行える社会に転換していくため、教育行政と労働、福祉行政の連携を強化し、誰もが学び続けやすい環境を整えるとともに、学んだ成果を地方創生につなげるなど、社会貢献となる切れ目のない支援が不可欠となっています。これらの環境整備ができていないため、対応が必要となっています。

## (2) その対策

### ① 小・中学生、高校生向けキャリア教育・ふるさと教育事業

児童・生徒向けに、地域の仕事や職業理解を中心としたキャリア教育として、地域愛を育むことを目的としたふるさと教育を実施し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたり西予市に誇りと愛着を持ち、将来を担う人材の育成を推進します。

### ② 企業、市民、地域おこし協力隊との協働による高校の魅力化事業

個々の学力を伸ばすだけではなく、高校教育で得られた知識、経験をもとに地域の課題を発見し解決方法を探求しながら学ぶことのできるキャリア教育やプロジェクト学習を地元企業や市民、地域おこし協力隊と協働で推進し、学力の向上だけではなく、社会で必要なスキル、目的意識や志を醸成します。

## 3. 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(1) 移住・定住	移住者住宅等補助事業 (定住促進住宅整備事業)	西予市	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	移住者住宅等補助事業 移住者が空家を住居とする場 合、改修に係る経費の一部を助 成する	西予市	空家の利活用を 促すことで、移 住・定住者が増 加し、持続的地 域の貢献につな がる
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 人材育成	高校魅力化事業 市内各高校の魅力化を図り、入 学者の増加や高校卒業後に地元 に残らなくとも、転出先からも 様々な形態で西予市と関わりを 持つ人材を育成する	西予市	人材育成によ り、学んだ成果 を地域の持続的 な発展に貢献す ることが期待さ れる

### 第3. 産業の振興

#### 1. 農林水産業

##### (1) 現況と問題点

本市の農業については、米、野菜、畜産、果樹など多種・多様な農業が展開されています。しかし、農産物自由化等国際的な社会経済に影響され、一方では、過疎化、高齢化の課題を抱え、規模拡大、経営転換等は見送られ、離農、縮小する農家が増加する傾向にあります。

また、近年、野生鳥獣による農作物等への被害が増加しており、農業者の営農意欲の低下が危惧されています。農業就業者数については減少しており、総農家数も平成27年から令和2年にかけて728戸減少<sup>※8</sup>しています。農業産出額についても農産物価格の低迷もあって停滞傾向にあり、農業就業者の高齢化や後継者の減少により、耕作放棄地が増加し災害防止機能等農地の持つ多面的機能効果が失われつつあります。

こうした状況のもとで、効率的な農業経営を進め農村総合整備計画を基本に担い手育成型の農業基盤整備事業、特に農道の改良を推進し、大型農業機械の導入による農業経営の合理化、省力化を図るとともに、バイオテクノロジーの導入を含む総合的農業指導体系を擁立し、農業生産の安定を確保していく必要があります。また、日本型直接支払制度や農地中間管理事業を活用しながら、担い手不足対応のため農業法人の設立、営農集団、集落営農の確保と育成を図り、担い手農家を中核として新しい国際化、情報化時代に対応した農業振興を推進する必要があります。

また、畜産業においては、後継者不足や飼料・燃料等の生産資材価格の高止まりや施設の老朽化等により、畜産経営はこれまでに引き続き厳しい状態となっており、畜産農家の減少が続いています。

林業については、全国的に木材価格の低迷や代替製品の普及等によって国産材の市場は圧迫され、経営的に厳しい局面に立たされています。本市においても林業生産が減少傾向にありますが、戦後植栽された杉・桧の人工林が順次伐採適期を迎えつつあり、今後新たな需要開拓が必要となっています。また、林業不況を反映し、林業後継者不足、林家の高齢化問題や経営コストの上昇により、一部の森林において管理が不足し荒廃が進みつつあります。

森林は、林産物の供給の他、山地災害の防止、水源のかん養ほか、二酸化炭素の吸収による地球環境の保全等各種の公益的機能を有しており、県下重要河川である肱川上流域全体の課題として、総合的な森林の整備と保全に取り組むことが必要です。

現在、林道網の整備が遅れており、木材流通はもとより、労働力や高性能林業機械の導入など、生産性と技術の普及に苦慮している状況であり、今後効率的な林業経営や森林の適正な維持管理を行ううえで、林道の整備は必要不可欠

---

<sup>8</sup> 農林業センサス参照

であります。

水産業においては、県下でも有数の規模を誇るまき網船団や養殖業が漁獲の減少と魚価の低迷により厳しい環境にあり、経営体も減少しています。そのため、計画的な漁港及び漁場の整備を行い、効率的な利用と漁獲の増大を図りながら、海の環境保全等に努める必要があります。

## (2) その対策

### ① ジオの恵みを生かした農業・畜産業の振興

本市は、海岸部の柑橘類、内陸部の穀物や野菜、四国有数の規模を誇る酪農や畜産など、海拔0mから標高1,400mのバラエティに富んだ気候風土の中で、多様な農畜産物を産出しています。また、この特有な気候風土や自然環境が評価され、四国西予ジオパークとして認定されたのを機に、これらの多彩な産品の育成環境に応じた地域農業を総合的に管理・調整・支援する体制の整備や生産基盤の充実を図るとともに、「ジオ(大地)の恵み」を活かした6次産業化やブランド化、また、地産地消や食育の取組みと合わせ、生産の合理化・新たな流通販売ルートの開拓及び担い手の確保・育成によって、地域の農業・畜産業の振興を推進します。安全で確かな食料の供給と確保が求められている状況において、環境保全型農業を推進することにより、環境に配慮した安全で安心な食料を生産し、その生産活動の工夫と活発化、木質ペレットや有機性廃棄物等のバイオマス資源や鳥獣被害防止を有効活用した獣肉の特産品化など、内外にPRします。

また、日本型直接支払制度による、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援や農業農村整備事業長期事業管理計画を策定し、未整備の農地・農道・ため池等の生産基盤について将来の農業ビジョンに基づき総合的な整備を行うとともに、水利施設等保全高度化事業による農業用水利施設整備・パイプライン整備や畑地帯総合整備事業等を軸として老朽化した南予用水末端施設を随時更新していき、農地中間管理機構関連農地整備事業による農地保全・区画整理、ため池整備事業を活用した老朽施設の更新や耐震工事等、地域実情に応じた個々の事業を組み合わせた生産基盤の確立を目指します。一方で農業生産性の向上と営農経費の節減、耕作放棄の防止を図るとともに、農地中間管理事業による、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める、担い手への農地利用の集積・集約化を進めることにより、基幹産業である農業の発展に寄与することができます。

畜産業においては、地域ぐるみで収益性を向上させる高収益型畜産体制「畜産クラスター」のもとでの取組みを推進するとともに、自給可能な国産粗飼料の一層の生産・利用の拡大を図り耕畜連携を推進することにより、飼料生産基盤の確立を目指します。

### ② ふるさとの豊かな自然環境を守り育てる林業の振興

森林は、国土の豊かな自然環境を守る貴重な資源であり、本市のみならず国や県を含めた総合的な施策に基づく整備・保全を図る必要があります。

林業経営は、輸入木材との市場での競争の中で厳しい状況にあります。その林業の振興を図るため、生産基盤の整備、高性能機械の導入などによる生産の効率化を進めるとともに、しいたけなどの特用林産物の生産拡大、宇和ヒノキに代表される地域材の愛用、利用拡大のアピールなどによって、新たな市場の拡大を図ります。

基盤整備事業については、林道や作業道の開設を今後も推進し、機械化を図り高齢化や人手不足等に対処します。また、観光レクリエーションと連携した森林環境の活用による総合的な振興策を推進します。

### ③ 豊かな海の幸を活かした水産業の振興

宇和海に面した西予市の水産業は、まき網・いわし機船を中心とする漁船漁業や真珠・タイ・ヒラメなどの養殖漁業が盛んに行われています。

しかし、近年は、燃油・餌料の高騰などによる経費の増大や水産資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、アコヤ貝大量へい死など、水産業を取り巻く状況は深刻な状況となっています。このような中、漁業資源増大を図る稚魚放流、赤潮対策などの環境問題、新規就業者・後継者の育成など推進しています。

また、そのための漁港漁場整備や新たな水産加工品の開発、流通販売体制の拡充など、総合的な振興策を推進します。

## 2. 製造業・商業

### (1) 現況と問題点

本市の製造業の事業所数は、平成 28 年 174 事業所から令和 3 年 137 事業所に 21.3%減少、従業者も 1,750 人から 1,490 人に 14.9%減少<sup>※9</sup>しています。

また、事業所の従事者数の規模は令和 3 年が約 10.9 人であり、県全体の平均値 20.3 人<sup>※10</sup>より少なく、小規模な事業所が多いことを示しています。

今後は、地域の特性に根ざした農林水産業や商業・観光などと一体となった独自の製品の加工生産や農林水産物の産地としての特性を活かすとともに、創業支援の取組みを強化することで、地域密着型企業の創出を図ることが喫緊の課題です。

本市の小売・卸売業の事業所数<sup>※11</sup>は平成 24 年 637 事業所から令和 3 年の約 10 年間で 121 事業所が減少し 516 事業所となっています。また、1 事業所あたりの売上は、令和 3 年の本地域全体の平均が 16,807 万円で、同年の県全体平均 30,354 万円と比較し、小規模な店舗が多いことを示します。

近年の消費生活の変化、とりわけ利便性や快適性を求める住民ニーズの多様化と大型小売店舗のロードサイドへの進出により、商店街などに求められる機能も単に品物の販売にとどまらず、コミュニティの場、付加価値の高いサービスの提供等、ますます複合化かつ高度化する傾向にあり、小売業は流通構造の

<sup>9</sup> 経済センサス活動調査（平成 28 年、令和 3 年）参照

<sup>10</sup> 経済センサス活動調査（令和 3 年）参照

<sup>11</sup> 経済センサス活動調査（令和 3 年）参照

大きな変化への確な対応を迫られています。

今後は、各地域の顧客ニーズを踏まえた経営手法と商店街などの改善を図り、地域における消費の拡大を推進することに加え、交通網を活用した、広域流通施設の拠点都市整備など地域商業の発展が望まれます。

## (2) その対策

本市の製造業・商業の発展と活性化を促進するため、多様な産品を産出する地域の農林水産業と連携した、独自の製品や商品開発及び市場開拓の工夫を行い、地域に密着した新たな魅力ある特産品づくりや顧客の拡大、産学官民が連携した地域密着型企業の創出を図ります。このため、商店街・商工会活動の活性化、中心市街地の整備、技術・商品開発の支援、共同化などによる製造・流通・販売・PR活動の効率化と拡充など地域の個性を生かした魅力とにぎわいのある商業拠点を形成する施策を推進します。

## 3. 企業誘致と起業の促進

### (1) 現況と問題点

本市においては、移出産業の農林水産業を核とした地場産業が発展していましたが、長期化した国内景気低迷の余波や少子高齢化などによる生産年齢人口の減少により、基幹産業が衰退し、市域の事業所数、従業者数ともに軒並み減少の一途をたどっています。

国内は、消費者物価が上昇し、企業収益は改善方向に向かっていますが、本市においては、若干、雇用情勢の改善はみられるものの、原材料費やエネルギー価格の高騰、人手不足の慢性化といった課題が生産活動の足かせとなっています。激しく流動する経済状況の変化は、事業所の倒産や撤退を招く懸念があり、若者を含む労働者の所得環境や生活基盤の不安定化につながる可能性があります。

### (2) その対策

松山自動車道の南進により、南北への利便性が向上した西予宇和インターチェンジを核とした定住社会の形成及び、産業構造の高度化と安定した就業機会確保のため、企業誘致に適した土地区画の情報収集を行うとともに、統廃合が進む公共施設の跡地など候補地の情報発信を積極的に行います。

また、資金融資、利子補給制度等の経営支援策の検討を行い、企業が進出しやすい環境づくりを推進します。

## 4. 観光・レクリエーション

### (1) 現況と問題点

本市は、海から山まで多彩な自然資源を持ち、有形無形の歴史的文化資源も豊富な地域であり、観光レクリエーションの振興による産業の発展の可能性が高く、観光入込客は令和2年度にコロナ禍により前年度比75.8%に落ち込みましたが、その後は徐々に回復しています。各地域では豊富な自然や文化の伝統

などを活かした、人々の「いやしの場」、「歴史的文化にふれる場」としての取組みを行っています。さらに観光交流と地域の特産物の販売の促進を図るための交流施設も整備され、特に道の駅どんぶり館は、本市の豊富な産物の販売拠点として、多くの人々が集まり人気を博しています。また、きはは屋しろかわ、みかめ海の駅潮彩館、野村農業公園ほわいとファーム、あけはまシーサイドサンパークも地元特産品及び地形を活かしたアウトドアプログラムの営業により、地域住民や観光客のよりどころとなっています。令和3年度には、チャレンジショップ特産品販売場所を備えた「西予市卯之町駅前複合施設ゆるりあん」も完成し、新たな交流の起点となっています。

また、ジオパーク推進計画に基づき、これまでの取組みを発展的に活かしながら、地域の優れた自然資源や文化の伝統を活用した魅力ある観光レクリエーション及び体験プログラムやネットワークを整備・拡充するとともに、さらに内外へのPR活動を積極的に推進して、多くの人々が何度も訪れ、滞在したくなるような地域づくりが望まれています。加えて、効果的な中心拠点の整備はもとより、各ゾーンを有機的に結びつけるソフト面の開発を行う必要があります。「西予市卯之町駅前複合施設ゆるりあん」や令和4年4月に開館した「四国西予ジオミュージアム」などを新たな観光施設と既存の施設との連携だけでなく、市内及び県内、近県の観光関連施設と連携し誘客促進を図る必要があります。

## (2) その対策

海・田園・川・山の豊かな自然環境と食材を活用した魅力ある体験プログラムや観光地のネットワーク化、各道の駅等の観光施設、観光名所を巡るサイクリングルートの設定、地産地消や長期滞在保養地を基本にしたグリーンツーリズムなどを推進する必要があります。

また、地域の自然環境・伝統芸能・文化遺産などを活かしたイベントの開催や市観光物産協会やジオガイド、町並みガイド等の連携による市内外へのPR活動の推進によって、交流人口を拡大し市内各施設との連携を強化し、広域観光ルートを確立して地域の活性化を図ります。

## 5. 他の市町等の連携施策

農業、林業、水産業とも、多様な企業が異業種間も含め連携し、適切な役割分担の下、それぞれ得意分野で能力を発揮することにより、それぞれに利益が出るよう、協力する必要があります。また、市内の物産品・サービスについては、ブランド化、販路開拓、地産地消等、官民が連携した取組みにより再生させることが必要となっています。

更に、四国西予ジオパークは観光施策の核として、受け入れ態勢の強化、整備を行い、南予の他の地域と連携を深め、松山などからの観光客の誘引を図りつつ、ブランド化した市内産品の販売を促進することにより相乗効果を上げていくことが必要です。

## 6. 計画

### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	畑地帯総合整備事業（県営工事負担金事業）（明浜・三瓶地区）	愛媛県	
		水利施設整備事業（県営工事負担金事業）（明浜・三瓶地区）	愛媛県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業（宇和・野村地区）	愛媛県	
		ため池改修事業	愛媛県	
		県単独土地改良事業	西予市	
	(2) 漁港施設	漁村再生交付金事業	西予市	
		港湾施設維持管理事業	西予市	
		海岸メンテナンス事業	西予市	
		水産物供給基盤機能保全事業	西予市	
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業 第1次産業	水産物供給基盤機能保全事業 漁港既存施設の機能保全計画を策定し、計画的に管理することで、施設の長寿命化、更新コストの平準化・縮減を図る	西予市	施設の長寿命化等に関する計画策定は、本市の主要産業としている1次産業の発展につながることから、効果が将来に及ぶ
		湾港湾施設長寿命化計画策定事業 三瓶港港湾施設定期点検診断委託業務及び長寿命化計画の策定（改訂）を行い、戦略的な維持管理をする	西予市	
		海岸メンテナンス事業 老朽化した海岸堤防の長寿命化計画の更新を行う	西予市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業 観光	ジオパーク推進事業 四国西予ジオパーク推進計画に 基づき、市民や各種団体と連携 し、ジオパークをツールとした 観光施策等を総合的に推進する	西予市	ジオパークを生 かした、体験プロ グラムや内外への PR 活動を推進す ることで、集客の 増加につながる ことから、持続的 な地域の発展に 効果がある
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業 企業誘致	企業誘致奨励金事業 ・企業立地促進奨励措置 (固定資産の減免5年間) ・雇用促進奨励金 (市内雇用者1人につき上限50 万円を奨励措置) ・企業立地促進奨励金 (投下固定資産評価額の 10/100~20/100を奨励措置) ・ランニングコスト奨励金 (創業時に係る光熱水費につい て50/100以内を奨励)	西予市	地元での雇用の 創出につながる 企業誘致は、持続 的な地域の発展 に効果がある
		振興資金利子補給事業 中小企業の経営の安定を図るた め、指定金融機関から西予市中 小企業振興資金による融資を受 けた中小企業に対し、当該利子 の一部を補給する	西予市	

## 7. 産業振興促進事項

### (1) 産業振興促進区域及び進行すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
西予市全域	製造業、旅館業、 農林水産物等販売業、 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

### (2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記のとおり

## 8. 公共施設等総合管理計画との整合

### 観光施設

西予市の観光資源として重要な施設であり、地域の活性化、雇用の創出なども寄与していることから機能及び施設については基本的に継続するものの、利用実態を精査し、利用状況等の低い施設については、廃止を含めて検討します。

## 産業系施設

施設については、そのほとんどが既に建築から20年以上経過し、経営が安定していること、施設で行われていることが農林畜産物などの加工等であり、また、事業者の生産活動・生業を通じて収益を挙げている施設であり、民間事業者や団体が主体的に施設を運営していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での取組内容や経営状況を精査し、農業振興のための支援施策のあり方を別途検討することを前提に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律との関係を整理した上で、現在の指定管理者等への譲渡について、施設の改修等のあり方を含め協議します。

譲り受けの意向がない場合は、必要な修繕を行い継続使用しますが、改修が必要となった段階で、廃止（除却）について協議します。

耐震基準を満たしていない施設については、基本的に廃止（除却）します。

## 漁港・港湾

### ① 漁港

水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、漁港施設の効率的で効果的な更新を図るため、漁港施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画を策定し、日常管理を適切に実施します。

### ② 港湾

三瓶港港湾施設長寿命化計画に基づき、係留施設9施設を対象に長寿命化を図ります。これまでの事後保全的な取り組みから、予防保全による定期的な取り組みへ転換し、点検及び計画的な修繕等を行うことで、施設の長期利用を図ります。

本施策区分において、これらの基本的な考え方に基づいて、公共施設等の効率的な整備や活用を図るものとします。

## 第4．地域における情報化

### 1．情報化

#### (1) 現況と問題点

情報通信環境の整備は、地域間の格差是正を図るための重要な要素となっていますが、平成15年度に整備された市内の公共施設間を結ぶ光ファイバー網やこれを利用して平成23年度に整備を終えた地域情報基盤光ファイバー網の運用により、情報格差は解消されつつあります。現在は、これらの光ファイバー網を利用した放送や高速インターネット接続サービスを市内全域に提供し、双方向の情報受発信を展開しています。

防災行政無線については、緊急・災害時をはじめとする住民への周知及び情報伝達手段として、平成25年度から令和3年度にかけてアナログからデジタルへ移行整備した施設によって、市内全地域をカバーして運用を行なっています。

これら、ICTは平成の30年間で、自治体や民間事業者によるネットワークインフラの整備、スマートデバイス（スマートフォンやタブレット）の開発を進め、コミュニケーションのあり方や仕事、観光、医療・介護など多くの場面で利便性を向上させ、私たちの生活スタイルに大きな変革をもたらし、日常生活に大きな役割を果たしてきました。近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、ICTの利活用が一層進展しました。特に、行政手続きのオンライン化やテレワークの推進、オンライン学習などは、感染症対策として社会的距離を確保する有効な手段となっただけでなく、生活の利便性向上や新しい働き方の定着にもつながっています。

また、近年、頻発・激甚化する災害に対して効果的・効率的に対応するため、ICTを活用して新たな仕組みを構築していくことが、強靱な社会基盤づくりには重要です。しかしながら、過疎化・高齢化が進展する本市においては、これらの情報通信機器類の取扱いについて、操作が困難な面があるため機器の簡素化、操作面での指導・学習機会の充実、利用料金や接続面での利用サービスの向上が望まれます。

#### (2) その対策

行政サービスの向上とスピード化、合理化を図るため情報化への取組みを推進します。

市内に整備されている光ファイバー網を活用して、グローバル化する社会に対応していくため高度な情報サービスを提供し、CATVによる双方向通信を活用した多様な地域情報の提供や教育・福祉・医療サービス等の充実、住民の交流と産業の活性化を推進するとともに、情報網の活用による地域間の情報格差の是正を図ります。

情報ネットワークの整備により、これまでの人と人との対面のやりとりを遠隔でも可能にする、デジタル技術によるオンライン化を進め、テレワークやリモート教育、オンライン手続、キャッシュレス決済を当たり前使える環境を

実現することや、実用性や実効性を高め、医療機関等に配慮しつつ遠隔医療への活用を推進します。

防災行政無線システムは、災害・緊急時における連絡をはじめ地域住民への主な周知の方法として、施設の維持管理に努めるとともに、老朽施設の改修、更新等により、健全な運営体制づくりを進める必要があります。

## 2. 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設 情報化のための 施設 有線テレビジ ョン放送施設	CATV 整備事業	西予市	
	(1) 電気通信施設 情報化のための 施設 その他情報化の ための施設	光伝送路維持管理事業	西予市	

## 3. 公共施設等総合管理計画との整合

### 通信施設（光伝送路、防災行政無線）

#### ① 光伝送路

光伝送路を構成している光ファイバーケーブルは、法定耐用年数（10年）よりも耐久性が高いため、一度敷設すると25年程度は使用することが可能と考えられ、これまで耐用年数から光ファイバーケーブルを張り替えた事例は多くありません。

本市は総延長891kmの光ファイバーケーブルを有し、初期に敷設したものは13年を経過していますが、目立った品質低下もなく十分使用可能な状態です。

光伝送路の長寿命化に向けた点検、維持管理を実施し、耐用年数での更新ではなく、部分的な更新や芯線不足での追い張り等、必要と判断された部分のみの更新を行います。

#### ② 防災行政無線

防災行政無線は災害対応の機器・システム類であるため、常に機器を正常に稼働させる必要があります。今後も引き続き点検・維持管理を行います。

デジタル防災行政無線設備の耐用年数は15年程度が見込まれていますが、全市デジタル化以降の更新時期について耐用年数での更新ではなく、点検・維持管理の中で見極めることとし、長期利用を目的に予防保全を行います。

また、更新時には自営通信網による単純更新だけでなく、多様な通信網を考慮して更新計画を策定し、機器更新を行います。

本施策区分において、これらの基本的な考え方に基づいて公共施設等の効率的な整備や活用を図るものとします。

## 第5. 交通施設の整備、交通手段の確保

### 1. 交通施設

#### (1) 現況と問題点

本市宇和町地内を国道56号が縦断していますが、松山自動車道が西予宇和インターチェンジを經由して、宇和島市まで延伸したことにより、高速交通体系の整備が大幅に進んできました。市内の各地へは宇和町を通る国道56号、松山自動車道から放射状に主要地方道、一般県道が延びています。

海岸部の三瓶町、明浜町においては、伊予市から宇和島市吉田町に至る国道378号、山間部の野村町、城川町へは国道197号、国道441号が通っています。

海岸部の三瓶町、明浜町と宇和町とは、標高差が大きいため、連絡する道路は幅員が狭い上、曲折も多く、通行に支障をきたしている状況で、本市は海岸部から高知県境の山間部まで広範囲な面積を保有しているため、基幹国道等から各集落間を結ぶ道路の整備が依然として大きな課題となっています。

広域化した行政区域の中、均衡ある行政施策の推進を図っていくためには、交通体系の整備が不可欠であり、市中心部に位置する、松山自動車道西予宇和インターチェンジを交通体系の重要拠点として、高速交通体系からなるアクセス幹線道路網、地域の生活道路を効率的かつ効果的に整備をしていくことが、市民の生活圏域の広域化や産業経済の高度化が進む中で、市民生活の安全と利便性の確保や、生活文化の向上、産業の発展、若者の定住化にもつながると期待されています。

農道、林道の整備、産業振興、観光振興の推進による地域の活性化が若者定住を図っていくためにも重要な課題です。

公共交通は、自家用車の普及と周辺部の過疎化などにより、路線バスの利用者が減少し、路線の維持や現行運行回数の確保が困難になりつつあります。バス路線の廃止・減便は交通弱者である高齢者や児童・生徒の日常生活に著しい支障を来す恐れがあるため、現行路線の維持と利便性の高い運行確保についての対策が必要となっています。

#### (2) その対策

地域の活性化を図り、快適な市民生活を維持していくための重要な基盤をなすものであり、松山自動車道、国道56号及びJR等を要として各旧町へのアクセスの大幅な改善を図ります。

本市は、海岸部から山間部まで広い範囲をエリアとしており、幹線交通体系の整備を推進するとともに、地域内での生活道路の改善を図り、市内の均衡ある発展と過疎化の改善に努めます。本市の重要な産業である農林漁業の振興を図っていくためにも、農道、林道、観光道路等の整備を図ります。

### 2. 公共交通

#### (1) 現況と問題点

本市の唯一の路線バス事業者である宇和島自動車(株)によるバス路線も、

全国の他の事業者と同じく、利用者の大幅な減少による恒常的な収支の悪化により路線維持が難しくなっています。

愛媛県においては、交通を取り巻く環境変化の中、現在「愛媛県地域公共交通網再編協議会」及び地区協議会で各機関の連携を図り、総合的な地域交通体系のあり方という政策的視点で各種施策を実施していこうと取り組んでいるところです。

また、本市においても、毎年バス事業者から赤字補填の要請及び廃止、減便要望路線があり、市の助成により交通を確保している状況です。しかしながら、今後も利用者増は見込めないことから、助成金額も年々増加することが懸念されます。

## (2) その対策

様々な取組みによって利用者を確保し、既存バス路線の維持・確保に一層努めるとともに、バス廃止路線をはじめとする地域生活交通の確保、さらには、市独自の代替バス、デマンド乗合タクシー等の運行をはじめとする新たな地域生活交通システムの構築等の対策を講じることにより、地域住民の安全・安心の確保と日常生活の利便性の向上に努めます。

市民の福祉対策の面からも、現在の市営バスの運行を中止することができないのが実情であり、交通体系の維持確保は、市民の生活福祉施策として、通勤、通学、通院等、住民の生活圏の広がりの方からも重要です。これら公共交通の維持確保には多額の財源を要することから、総合的な交通体系の維持確保に努めます。

## 3. 計画

### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	石城地区 209 号線 改良 L=2,120m W=5.5(7.0)m	西予市	
		1 級路線 7 号線 舗装 L=2,497m W=5.5(7.0)m	西予市	
		旧町地区 63 号線 改良 L=300m W=5.0m	西予市	
		旧町地区 277 号線 改良 L=1,130m W=5.0m	西予市	
		旧町地区 297 号線 改良 L=160m W=4.0(5.0)m	西予市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	下宇和地区 20・113 号線 改良 L=300m	西予市	
		中筋大洲線 改良 L=1,600m W=4.0(5.0)m	西予市	
		大和田前石線 舗装 L=603m W=4.0(5.0)m	西予市	
		市道知野龍徳線 改良 L=130m W=3.0(4.0)m	西予市	
		河成堂野窪線 改良 L=450m W=4.0(5.0)m	西予市	
		大重長谷線 改良 L=380m W=3.0(4.0)m	西予市	
		松之越茶道線 舗装 L=1,570m	西予市	
		蔭之地杉の瀬線 改良 L=1,058m W=4.0m	西予市	
		安尾線 改良 L=200m W=4.0(5.0)m	西予市	
		本村窪ヶ市線 改良 L=500m W=4.0m	西予市	
		下高野子線 改良 L=450m W=3.0(4.0)m	西予市	
		川向中津川線 改良 L=311m W=3.0(4.0)m	西予市	
		上川線 改良 L=600m W=4.0m	西予市	
		下遊子線 改良 L=400m W=4.0m	西予市	
今井線 改良 L=200m W=4.0m	西予市			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	上駄馬クズノ川線 改良 L=400m W=3.0 (4.0) m	西予市	
		平岩線 改良 L=1,000m W=4.0 (5.0) m	西予市	
		川後岩線 改良 L=300m W=4.0 m	西予市	
		稲田窪田線 改良 L=500m W=4.0 m	西予市	
		杖野々六十線 舗装 L=350m W=5.0 m	西予市	
		社神子3号線 舗装 L=300m W=3.0 m	西予市	
		白土線 改良 L=200m 市道橋更新 1箇所	西予市	
		川向田穂線 改良 L=200m	西予市	
		平岩柳沢線 改良 L=200m	西予市	
		川向古市線 法面防災 L=250m	西予市	
		法面防災対策工事 法面对策	西予市	
		津布理18号線 改良 L=250m W=4.0 (5.0) m	西予市	
		朝立1号線 改良 L=245m W=3.0 (4.0) m	西予市	
		荷刺大西鎌田西線 改良 L=700m W=4.0 (5.0) m	西予市	
朝立12号線 改修 L=300m W=4.3 m	西予市			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道舗装点検調査・補修事業	西予市	
		道路橋梁維持補修事業	西予市	
		舟坂線 改良 L=300m W=3.0(4.0)m	西予市	
	(1)市町村道 橋りょう	橋梁補修事業	西予市	
		橋梁新設・撤去事業	西予市	
	(1)市町村道 その他	トンネル点検補修事業	西予市	
	(3)林道	林道小振鍵山線開設事業 L=250mW=4.0m	西予市	
		林道河西四郎谷線開設事業 L=2,360mW=4.0m	西予市	
		林業専用道横松線開設事業 L=530mW=3.6m	西予市	
		林道オオノジ支線開設事業 L=750mW=4.0m	西予市	
		林道平野線開設事業 L=650mW=4.0m	西予市	
		林道河西出合線開設事業 L=1,800mW=4.0m	西予市	
		林道南平佐須線開設事業 L=2,690mW=4.0m	西予市	
		林道ダネクサ2号線舗装事業 L=1,110mW=3.0m	西予市	
	林道岩瀬戸線舗装事業 L=310mW=3.6m	西予市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(3) 林道	県単独林道整備事業	西予市	
		林道山ノ神利助線舗装事業 L=1,730mW=4.0m	西予市	
		林道泉川柳沢線開設事業 L=1,930mW=4.0m	西予市	
		県営林道田之筋溪筋線開設負担金事業	愛媛県	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	野村地区代替バス民間委託運行事業 民間のバスの撤退によりバス路線の無くなった地区及び以前から公共交通機関がなく、地元要望のあった地区に代替バスを運行する	西予市	通院や買い物などの日常的な移動手段の確保。観光客の移動のツールとして、公共交通を維持することは、地域の活性化及び経済活性化つながることから、持続的な地域の発展に効果がある
		デマンド乗合タクシー運行事業 遊子川、土居、高川、宇和、仁土、田之浜、和泉・鳴山地区の交通空白地域に、タクシー事業者による乗合区域運行を行い、通院や商店への買い物など、交通弱者の日常的な移動を確保する	西予市	
		惣川地区生活交通バス運行事業 惣川地区の交通空白地域に、自家用有償旅客運送を行い、通院や商店への買い物など、交通弱者の日常的な移動を確保する。	西予市	
		宇和地区生活交通バス運行事業 宇和地区の交通空白地域に、自家用有償旅客運送を行い、通院や商店へ買い物など、交通弱者の日常的な移動を確保する	西予市	
		高瀬・愛農・野村地区生活交通バス運行事業 高瀬・愛農・野村地区の交通空白地域に、自家用有償旅客運送を行い、通院や商店への買い物など、交通弱者の日常的な移動を確保する	西予市	
		野村地区生活交通バス運行事業 野村地区の交通空白地域に、自家用有償旅客運送を行い、通院や商店への買い物など、交通弱者の日常的な移動を確保する	西予市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	城川地区生活交通バス運行事業 城川地区の交通空白地域に、自家用有償旅客運送を行い、通院や商店への買い物など、交通弱者の日常的な移動を確保する	西予市	通院や買い物などの日常的な移動手段の確保。観光客の移動のツールとして、公共交通を維持することは、地域の活性化及び経済活性化につながることから、持続的な地域の発展に効果がある
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 その他	橋梁長寿命化修繕計画事業 市が管理する橋梁の老朽化対策を行うため、橋梁点検及び橋梁長寿命化修繕計画を策定する	西予市	本市の主産業である第1次産業の発展のため、林道等の橋梁の長寿命化に係る計画策定は将来的な効果がある
		林道橋等点検診断保全整備事業 市が管理する林道橋・トンネルの老朽化対策を行う為、橋梁・トンネルの定期点検を行い長寿命化計画の見直しを適宜行う	西予市	
		都市計画管理策定事業 都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定を行う	西予市	ハード、ソフト両面による整備計画の策定は、将来的なまちづくりを考える指針として、将来的な効果がある
		卯之町「はちのじ」まちづくり推進事業 卯之町駅前を中心とした包括的なエリアマネジメントを官民連携で行う	西予市	

#### 4. 公共施設等総合管理計画との整合

##### 道路（市道、農道、林道）

本市は広大な面積を有しており、県内の他市町と比べても多くの道路を維持管理しなければならないため、市道、農道、林道それぞれを調整した上で、計画的に整備し、無駄のない運用を図ります。

##### 橋梁施設

###### ①市道橋

西予市橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕を実施していますが、道路インフラの予防保全・老朽化対策の体制強化を図るために設立された愛媛県道路メンテナンス会議と連携を取りながら、予防保全型の修繕等を行います。

###### ②林道橋

林道については、重要な路線に橋梁は無く、現存している橋梁は山林の奥に建設され関係者のみの使用となっています。建設年数も古く老朽化しています

が、費用対効果や今後の活用等を考慮し、橋梁の耐震化等を行わず、コスト縮減及び維持管理が安易となる道路線形の変更等を行い、橋梁とは別の機能回復を図ることとします。

本施策区分において、これらの基本的な考え方に基づいて、公共施設等の効率的な整備や活用を図るものとします。

## 第 6. 生活環境の整備

### 1. 水道施設

#### (1) 現況と問題点

本市における令和 5 年度末の水道普及率は、98.6%<sup>※12</sup>となっています。

これらの水道施設は、住宅密集地区では比較的安定した上水道施設を整備していますが、山間地域に点在している集落では、地形上ほとんどが小さな簡易給水施設での給水であり、干ばつ時の水源不足や、住民の高齢化、給水人口の減少などの問題があります。

また、平成 29 年度の記録的な寒波や平成 30 年度の『西日本豪雨』等の気象災害によって大きな被害が発生したことや、今後 30 年間に於ける『南海トラフ地震』の発生確率は 70～80%と言われており、災害に強い水道づくりが急務となっています。

このような状況の中、施設数が多く施設の中には老朽化しているものもあり、水質基準の改定等に伴う維持・管理運営が現状のままでは対応ができなくなることが予想されますが、施設の補修、改修にあたっては、多額の財源が必要でありそれを確保することが難しい状況となっています。

水道は、健康で文化的な生活を送るうえで不可欠な要素であることから、定住条件整備の最も基礎となる社会資本です。安全で安心して飲める水の安定供給ができるよう、施設整備と施設の管理運営が課題となっています。

#### (2) その対策

平成 22 年度に策定した西予市水道ビジョンに基づき、水道事業の目指すべき姿と具体的な方策を示し、具体的な老朽施設の早急な改修整備を行うとともに、市全体の実態把握に努め、経営基盤の強化を図ってきましたが、人口減少が進む中、水道事業の更なる経営安定が必要となっています。

特に小規模集落における水道については、人口減少、少子高齢化が加速する中、水道料金収入も減少するなど、財政的、人的にも困難に直面しており、存続に危惧している状況の中、持続的な給水モデルを確立するため実証事業を行い、その課題解決につなげることをとしています。

なお、市では、令和 2 年度に「西予市上水道事業経営戦略」及び「西予市簡易水道事業経営戦略」を策定し、人口減少が進行する中においても、健全かつ安定的な水道事業の運営を図ることとしています。

### 2. 下水処理施設

#### (1) 現況と問題点

将来的に予想される人口減少により水需要の減少が想定され、収入も減少すると考えられることから、安定的・持続的な下水道管理を継続していくことが現在よりも難しくなる見通しです。また、生活様式の都市化に伴い、下水道施

---

<sup>12</sup> 西予市上下水道課

設の整備を推進してきましたが、事業初期から下水道普及を目指して集中的に行われてきたことから、延命措置を施さない従来の維持管理手法では、標準的な耐用年数で管渠、終末処理場、中継ポンプ場の老朽化が進み、今後、施設の更新費用が増大する見通しとなっております。

## (2) その対策

人口が減少していくと考えられている中で、高齢化も急速に進行し、生活様式や水利用の形態が変化しています。このような状況を鑑み、本市では「西予市公共下水道事業経営戦略」「西予市農業集落排水事業経営戦略」「西予市特定地域生活排水処理事業経営戦略」を作成し、地域の状況変化に対応した機動的な計画の見直し、効率的な整備・管理手法の導入等、持続可能な下水道運営を目指します。

## 3. 廃棄物処理

### (1) 現況と問題点

地球温暖化防止、循環型社会の形成、自然環境の保全など、私たちを取り巻く環境問題がますます重要になっています。

本市において一般廃棄物のごみ対策は、可燃ごみ、資源ごみ、埋立ごみの分別区分を細分化することで、循環型社会の推進とごみ処理経費の削減に積極的に取り組んでいるところです。現在、野村町の既存施設の老朽化に伴う焼却の中止により、本市の可燃ごみは、すべて八幡浜市の施設で処理しています。そのため、今後は中止した既存施設の除却とともに、他の老朽化した施設の統廃合が必要となってきます。また、ごみを出さないこと、出たごみは資源として循環的かつ効率的に利用すること、利用できないごみは適正に処分することを基本に事業を推進するため、環境委員を設置し、ごみ分別の指導、ごみの正しい出し方の普及啓発を推進しています。

しかし、ごみの分別を十分に理解されず処理される方や、不法投棄が増加していることなどから人と自然環境の共生を図るため、これらの取組みの一層の強化が必要となっています。

し尿は、市内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を合併前からの2施設で適正に処理を行っていたところですが、両施設ともに稼働後30年以上が経過し、施設の老朽化が著しい状況にありました。そのため、新しい汚泥再生処理センターとして西予市衛生センターを整備し、現在は適正に処理を行っています。

生活雑排水は、肱川流域や宇和海に面し水を地域資源のひとつとして地域活性化を図っている本市において、水質の汚濁防止、水環境の維持保全は極めて重要となっております。

### (2) その対策

ごみの対策として、現在のごみ分別区分が市民に浸透し維持継続できるよう啓発することによって循環型社会の形成を図ります。また、生物多様性の保全に努め、人と自然環境の共生できる豊かな生態系を持続し得る農村空間の構築

を図ります。

し尿の対策として、資源化設備を備えた「西予市衛生センター」を整備したことにより、周辺環境の保全はもとより、従来までの適正処理だけでなく、生活環境を清潔にすることによって生活環境の保全及び公衆衛生の向上、さらに資源の再生を図ります。

#### 4. 消防施設

##### (1) 現況と問題点

常備消防機関は、西予市消防本部及び西予市消防署を宇和町に、野村支署を野村町に、三瓶支署を三瓶町に、救急出張所を明浜、城川両町に置き消防救急業務を行なっています。

救急業務においては、平成16年4月1日の西予市への合併時から明浜町、城川町の両出張所に、平日の昼間の時間帯に限り救急隊1隊を配備し、救急業務にあたっておりましたが、限界集落と高齢社会という厳しい現実の中での初期救命活動への適切な対応をするべく、地方分権提案制度を活用し、救急隊編成基準の緩和が認められ、全国初の准救急隊員が誕生し、平成30年4月1日から24時間体制の救急出張所として救急業務にあたっております。全国及び県内においても消防の広域再編が進まない状況にありますが、市民のための新たな消防組織体制を模索して、地域の住民と密着した消防のあり方を実現するために努力しなければなりません。

また、地域社会における少子高齢化の中での火災や救急等の活動及び災害対応の様相は多様化、複雑化の傾向にあり、関係機関との連携と協力体制の強化を図り、より迅速な災害対応活動が行える体制づくりが求められています。

非常備消防体制については、西予市消防団として組織し、各旧町での消防団は方面隊と改組して消防活動を行っています。しかし、団員の高齢化と団員不足、職場の広域化による、緊急時の不在消防団員が増加するなど、初期消火活動に支障をきたす状況も懸念されています。今後は、複雑多様化する災害に備えて、消防団再編計画による消防団員や消防団車両の適正配置及び統合詰所への更新整備を図り、消防団員の資質の向上、消防施設・装備の充実を進めることが必要です。

また、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中で、災害対策を進めながら、住民の避難行動が円滑かつ的確に行なわれるよう、避難場所、ルートの周知・徹底等に努め、地域の防災力の強化に着手する必要があります。加えて、災害発生を想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進するため、令和5年に策定した事前復興計画に基づき、具体的な実行を推進していくことが必要です。

##### (2) その対策

###### ① 消防施設

市民が安心して生活できる消防救急体制を確立することは、行政機関として

最重要課題であり、防災拠点としての整備が重要視されてきました。現在の非常備消防体制については、これまでの組織再編により充実した対策がとられています。また、常備消防体制については、三瓶町につきまして平成16年の合併から令和7年3月31日まで八幡浜地区施設事務組合消防署第三分署により管轄されていましたが、令和7年度から管轄移管して西予市消防署三瓶支署として供用を開始し、長年の課題であった複雑な指揮命令系統が解消しました。さらに、令和6年度末に新築移転された耐久性、耐震性に優れた新庁舎との供用開始により、災害時の防災拠点としての機能が大幅に強化されました。これからの地域の限界集落化と高齢化、人口減少という現実の中で消防、防災機関への市民の期待と負託はますます増大します。このため、これまでの組織再編やヘリポートを備えた新庁舎の整備により、強化された消防・救急体制を最大限に活かし、消防機関の迅速な機動力確保のための計画的な機械器具の整備更新、消防水利の確保のための耐震性貯水槽を計画的に整備する必要があります。

また、消防団員の各種訓練、研修により、団員の能力向上、組織の充実に努めるとともに、定期的な模擬火災訓練を実施して災害対応力向上及び連携強化を行なう必要があります。

## ② 事前復興

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害発災後の甚大な被害を想定し、迅速かつ円滑な復旧・復興まちづくりの検討や対策を、平時から備えておくことが求められます。そのため、地域住民と協働で地域の目指すべき将来像や復興の基本方針等をまとめた事前復興計画に基づき、避難施設の整備や大規模災害が生じた場合に復興に関わる住民との合意の迅速化を目指します。

## 5. 公営住宅等

### (1) 現況と問題点

本市では、令和7年現在、878戸の公営住宅を管理していますが、そのうち、328戸は老朽化が著しく、計画的な建替えが必要になっています。

これまでの住宅施策は、主に住宅に困窮する低所得者層を中心に考えられてきましたが、これからは、単に戸数の増加だけでなく、入居者のニーズの把握を行い建築していくことが求められています。特に市の中心部から離れた辺地部においては、若者の定住化が最優先の重要課題であり、若者世代、U・I・Jターン者の要望に応えた整備を進めるとともに、加速度的に進行している高齢化に対しても、高齢者が暮らしやすい設計を行う必要があります、積極的・計画的な住宅政策が求められています。

今後は、令和2年3月に策定(改訂)した西予市住宅マスタープランを基に、安心で良質な住まい・住環境の構築を行い、誰もが快適に居住できる「安心で住みよい豊かな居住環境」を目指し、計画的に居住環境の改善を図らなければなりません。

空き家は、少子高齢化や核家族化などにより年々増加しており、今後も人口

減少などによってさらに増加していくと見込まれます。適切に維持管理されている空き家は問題ありませんが、様々な理由から長期間放置されている空き家は、老朽化による倒壊、樹木・雑草の繁茂、不法侵入などの問題が発生し、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。空家等の発生を抑制し、産業政策、福祉政策、地域づくり政策といった西予市の政策に寄与するよう活用すると共に生活環境に悪影響のある空家の除却を行うため、計画的、効果的に空家対策を進めていく必要があります。

## (2) その対策

### ① 公営住宅

U・Iターン希望者や田舎暮らし志向者の移住を受け入れ、若者定住や集落再編を促すために、新しいライフスタイルに適應した住宅の整備を進めていきます。建替え計画については、それぞれの地域の人口や住宅需要、立地条件等を十分に考慮し、個々の団地について検討し、計画的な整備を行います。従来から地場産材等の利用により産業振興を図り、引き続き木造公営住宅の整備を推進します。また、独居老人の方々の生活不安を解消するため、高齢者向けの共同住宅の整備、都市住民を受け入れるための空家等の情報収集・情報提供を推進します。

このことから、西予市住宅マスタープラン等に基づき、福祉政策、産業施策、環境施策等と十分に調整し、計画的な建替えを推進します。

### ② 危険・老朽施設撤去

生活環境の整備、地域の住環境の向上等を図るため老朽化した危険空家の倒壊による被害防止や災害発生時における緊急避難路等の閉塞を防ぐため、西予市空家等対策計画に基づき、空家対策を推進します。

## 6. 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	水道施設更新・耐震化事業	西予市	
	(1)水道施設 簡易水道	送配水管布設替事業 φ 75 mm L = 600m	西予市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	西予市公共下水道事業	西予市	
		三瓶地区雨水公共下水道事業	西予市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整 備	(2) 下水処理施設 農業集落排水施設	西予市農業集落排水施設整備事業	西予市	
	(2) 下水処理施設 その他	浄化槽設置整備事業 5人槽 300基 7人槽 120基 10人槽 60基	西予市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	西予市 マテリアルリサイクル 推進施設 整備事業	西予市	
	(5) 消防施設	常備消防施設整備事業 高規格救急自動車(本署)	西予市	
		常備消防施設整備事業 災害対応特殊救急自動車	西予市	
		常備消防施設整備事業 指令車	西予市	
		消防団装備整備事業 ポンプ自動車 野村分団 2部	西予市	
		消防団装備整備事業 小型動力ポンプ積載車 惣川分団 1部	西予市	
		消防団装備整備事業 小型動力ポンプ積載車 惣川分団 4部	西予市	
		消防団装備整備事業 小型動力ポンプ積載車 土居分団 2部	西予市	
		消防団装備整備事業 小型動力ポンプ積載車 土居分団 3部	西予市	
		消防団装備整備事業 小型動力ポンプ積載車 魚成分団 2部	西予市	
		消防団装備整備事業 小型動力ポンプ 三島分団 2部	西予市	
消防団装備整備事業 小型動力ポンプ 城川本部	西予市			
消防団施設整備事業 消防詰所 三島分団 2部	西予市			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(5) 消防施設	消防団施設整備事業 消防詰所 遊子川分団 1 部	西予市	
		消防団施設整備事業 消防詰所 中筋分団 4 部	西予市	
		消防団施設整備事業 消防詰所 高山分団 3 部	西予市	
		消防団施設整備事業 消防詰所 貝吹分団 1 部	西予市	
		消防団施設整備事業 (耐震性貯水槽)	西予市	
	(6) 公営住宅	地域住宅交付金事業 れんげ団地改善事業 (長寿命化 対策)	西予市	
	(7) 過疎地域持 続的発展特別事 業 危険施設撤去	空家等対策事業 今後も加速度的に増加が予測さ れる空家等に対して、市民に安 心で安全な住環境確保のため に、計画的な空家等対策を実施 するために、総合的な空家等 の対策の事業を実施する	西予市	安心安全な生活 環境の構築のため、危険空家の 除却は、持続的 な地域の発展に 効果がある

## 7. 公共施設等総合管理計画との整合

### 上水道施設

西予市水道ビジョンに基づき、老朽化した配水管の計画的な更新と適正な維持管理を実現する取り組みを進めます。

しかしながら、施設がかなり老朽化している個所もあり、突発的な修繕もあるため、適宜事後保全で対応しながら、予防保全、長寿命化の考えに基づいた維持管理を実践し、更新費用のピークを平準化させます。

### 下水道施設

「西予市公共下水道事業経営戦略」「西予市農業集落排水事業経営戦略」「西予市特定地域生活排水処理事業経営戦略」に基づき、農業集落排水と公共下水道の施設の集約を進め、効率化、長寿命化の考えに基づいた下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、更新費用のピークを平準化させます。

### 消防施設

消防署施設は、市民の生命や財産を守るため、火災の消火や災害等による救急活動等を行うための拠点として、今後も継続します。

消防本部、消防署の建替計画を進めます。

消防団施設は、火災の消火や災害などに伴う救急活動等を行い、市民の生命や財産を守る地域防災の要となり、消防団の機能や活動の拠点となる消防団施設の充実・強化を図ります。

しかしながら、消防団組織については、消防団を取り巻く環境が変化をしていることから、令和 3 年度以降に策定予定の「西予市消防団再編計画」に基づき、消防団の組織及び配置のあり方について見直しを進めるとともに、消防団施設の再配置を検討し、今後も継続して使用する施設については、必要な修繕を行って継続使用し、大規模改修が必要となった段階で建替えを行うことを基本とする「消防団施設整備計画」を、西予市公共施設保全計画の検討にあわせ策定します。建替えに当たっては、他公共施設との複合化を検討します。

### 市営住宅

住宅に困窮する所得の低い市民に対して低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続するものの、市内の民間賃貸住宅の空き家の状況や、国における民間ストックを活用した公営住宅の提供指針を踏まえ、西予市としての公営住宅の管理戸数を示した上で、公営住宅等長寿命化計画により、耐震基準を満たしてなく改善が必要とされる団地については、地域ごとに統廃合による集約建替えと用途廃止を進めます。その際、建替えの検討にあたっては、公と民の役割（公共で調達する方法と民間ストックを活用して調達する方法）を明確にしたうえで今後の方向性を検討します。

また、耐震基準を満たしている施設については、基本的に、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。改良住宅については、耐震基準を満たしてなく、老朽化が顕著なことから、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

特定公共賃貸住宅や単独住宅については、子育て支援や移住・定住促進などの市の政策目的を達成するため継続します。

戸建て住宅について、建物の状況を十分説明したうえで、現在の入居者に譲り受けの意向がある場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律との関係を整理したうえで、譲渡について協議します。

本施策区分において、これらの基本的な考え方に基づいて、公共施設等の効率的な整備や活用を図るものとします。

## 第7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 1. 児童福祉

#### (1) 現況と問題点

本市においても女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により子育てに不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。そこで、子どもの最善の利益が実現される社会をめざし、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する仕組みづくりが急務となっています。

幼児期の保育を提供する場として、市内に18か所の保育所(園)が設置され、保育を必要とする児童の保育にあたっています。若者の流出や晩婚化と出生率の低下による少子化等、社会構造的変化により子どもの数は減少しており、中心部以外の保育所(園)は定員割れの状況が続いています。多様化する保育所(園)としての役割を果たしつつも、限られた人的・物的資源を有効に活用する観点から適正規模による効率的な運営が求められています。

また、ひとり親家庭は増加傾向にあり、離婚によるひとり親家庭の比率が高く、若年化の傾向も見られます。ひとり親家庭には、その児童のために必要な相談・支援等が行われるとともに、保護者に対しては、経済上の問題以外にも孤立、心身の疲労、家庭生活等、子育てをする中で多くの困難を抱えていることから、総合的施策の推進が必要となっています。

#### (2) その対策

「西予市子ども・子育て支援計画」に基づき、保育所(園)や小学校等とともに、子どもを取り巻く家庭、地域環境の整備及び子ども・子育て支援事業の充実を図り、それぞれの連携を深めて児童福祉活動を推進し、心身ともに健全な青少年の育成に努めます。

特に保育所は、女性の社会参画を支援し、安心して働ける社会実現のため、保護者の要請に弾力的に対応できるような体制を整備します。障がい児保育を行うために必要な知識・経験等を有する保育士を育成・確保し、障がい児に必要な環境整備に努めます。

妊産婦を含めた子育て家庭に対し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、包括的に切れ目のない相談支援を行うこども家庭センターを拠点とした施策を積極的に推進します。また、子育てに関する諸制度を積極的に活用した日常生活支援や、自立促進、経済的支援に努めるとともに、ひとり親家庭等の諸問題に対する相談体制を整え、生活の安定と生活意欲の向上に努めます。

### 2. 高齢者福祉

#### (1) 現況と問題点

本市の高齢化率は、昭和40年には10.3%でしたが、平成23年は36.2%、令和7年3月末現在では44.6%となり、急速な高齢化が進行しています。これに伴

い、高齢単身者世帯や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者等が増加しており、また、要支援や要介護1の軽度層の介護サービス利用が進んでいることから、第1号被保険者のうち要介護（支援）認定を受けた人の割合（認定率）は令和7年3月末現在で22.3%となっています。

住み慣れた地域で高齢者が自分らしく暮らし続けられるように、医療や介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築し、新しい介護予防・日常生活支援総合事業や新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）に基づく取組み等を進める必要があります。

また、市内の養護老人ホーム及び介護保険施設、居住系サービス事業所等には相当数の入所待機者がいますが、在宅介護の推進ともバランスを取りながら、そのニーズを継続的かつ的確に把握したうえで、計画的な整備を図っていく必要があります。

## （2）その対策

団塊の世代が後期高齢者になる令和7年（2025年）以降は、現役世代が急減することから、活力ある高齢者の潜在力が期待されています。多くの高齢者は支援される側ではなく、活力を維持することで支援する側に立つことができます。年齢にとらわれず、自らの責任と能力において自由でいきいきとした生活を送り、社会との関係を持ちながら、持てる能力を発揮することが望まれます。そのためのシルバー人材センター、老人クラブ活動、新しい介護予防・日常生活支援総合事業における高齢者のボランティア活動等を支援していきます。

また、医療と介護の両方を必要とする高齢者を地域で支えていくためには、医師や看護師、リハビリテーション専門職等により提供される在宅医療と、ケアマネジャー等の介護関係職種により提供される介護サービスが一貫性を持って提供されることが重要です。高齢者の退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で医療と介護の連携が行えるよう、地域包括ケアシステムの強化を図っていきます。

施設入所待機者の状況を踏まえ、各期の介護保険事業計画において施設サービス等の必要量の検討を行います。なお、養護老人ホームについては、施設サービスに加えて、在宅復帰を支援する機能の強化や地域の高齢者の自立を支える拠点施設として、その役割が期待されます。老朽化した施設の移転整備等により、それらのニーズに応えていきます。

## 3. 障がい者福祉

### （1）現況と問題点

障害のある人の地域での生活を支えるためには、障害のある人だけではなく、その家族・介護者の負担軽減の意味合いからも、よりきめ細かな生活課題への支援を進めていくことが必要です。そのためには、障害の有無を問わず市民一人ひとりが互いを認め合い、互いを支え合っていくことが重要であり、障害の

ある人が安心して暮らせる思いやりのあるまちづくりをめざすことが必要です。障害のある人が主体的に生活できるよう、相談支援体制の充実とともに、多様化する障がい者の支援に対応できる障害福祉サービス等の充実を図る必要があります。

## (2) その対策

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、提供できる障害福祉サービスについて当事者や家族に周知徹底を図るとともに、それぞれの状態に応じた適切なサービスの利用を促進します。また、障害のある人の経済的な自立を支援するため、就労継続支援や就労移行支援事業を充実させ、就労を希望する障がい者への情報提供を行い、関係機関との連携を強化し、就労後の職場定着支援、企業での受け入れや、従業員に対する障害への理解についても啓発します。

## 4. 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所(園)管理事業	西予市	
	(4) 介護老人保健 施設	つくし苑機器等整備事業	西予市	
		つくし苑施設等整備事業	西予市	
	(8) 過疎地域持 続的発展特別事 業 その他	子ども医療費助成事業 高校卒業までの医療費の一部を その保護者に助成することによ り、疾病の早期発見と治療を促 進し、子どもの保健の向上と福 祉の増進を図る	西予市	子育てにおける 経済的な支援 は、持続的な地 域の発展に効果 がある

## 5. 公共施設等総合管理計画との整合

### 子育て支援施設

#### 保育所・保育園施設

少子化の進展に伴い乳幼児数が減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加や、令和元年10月からの保育料の無償化に伴い潜在的な保育需要の増加が見込まれることから、子育て支援の一環として、引き続き、保育所の機能は継続します。ただし、園によっては、保育ニーズの減少により定員を下回っていることや、老朽化が進んでいる施設もあることから、公立保育所の役割を明確にし

た上で、経営のあり方、配置のあり方について検討します。上記の検討結果に基づき、今後も公立保育所として維持していく施設については、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

#### 幼児・児童施設

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行います。

#### 保健・福祉施設

高齢者福祉施設は、高齢者の生きがい活動の場の機会の提供や、介護予防のための活動の機会の提供は今後も必要ですが、高齢者の移動の困難性を考慮し、できるだけ身近な地域の施設を活用して、活動の場・機会を提供していくことが望まれます。

公民館や集会所など、地域が自主的に身近な施設を活用し、地域の高齢者の生きがい活動の場や機会を提供するとともに、高齢者の居場所づくり、地域の高齢者の見守り、高齢者と子供たち等との交流の場づくりなどに取り組むなど、施設のあり方について検討します。

なお、施設の利用実態が地域の集会所としても活用されるなど地域に密着している施設については、地元への譲渡について協議します。

地域に譲り受けの意向がない場合、耐震基準を満たしていない施設は、修繕が生じた段階で廃止について協議します。耐震基準を満たし、建築から40年程度以内の施設については、必要な修繕を行ない継続使用しますが、改修が必要になった段階で廃止について協議します。

施設の譲渡に当たっては、施設の改修等に対する支援の仕組みを検討するほか、譲渡後の施設の改修・改築については西予市集会所等整備事業費補助金制度を活用し、地元が対応することとします。

本施策区分において、これらの基本的な考え方に基づいて、公共施設等の効率的な整備や活用を図るものとします。

## 第 8 . 医療の確保

### 1 . 医療の確保

#### ( 1 ) 現況と問題点

令和 7 年 4 月 1 日現在、市内における医療施設数は、病院 2、一般診療所 30、  
歯科診療所 16 の合計 48 施設、また、薬局は 19 施設あり、救急医療をはじめ市  
民の診療にあたっています。

本市では、初期医療を主目的に診療体制の整備を推進しており、早期発見、  
早期治療に重点をおいています。二次救急医療の現状は、西予市民病院が対応  
し、専門医による高度な手術、治療が必要な際は、南予の基幹病院である市立  
宇和島病院や県立中央病院等へ搬送しています。

老朽化が進んだ旧宇和病院は名称と所在地を改め、平成 26 年 9 月 21 日に西  
予市立西予市民病院として新たに開院しました。地域医療の中核病院として運  
営されています。また、野村診療所は医療機関の少ない市内東部の地域医療を担  
っています。また、平成 30 年 8 月から老朽化した 2 箇所の国保診療所を廃止  
し、移動診療車での巡回診療を行うなど、無医地区等での地域医療の確保にも  
取り組んでいます。

このような中、西予市民病院・野村診療所とも医師や看護師等の医療従事者  
不足は相変わらず深刻な状況にあり、将来にわたって現在の体制を維持してい  
くことは困難な状況です。また、本市は県下第 2 位の広大な面積を有し、山間  
部や海岸部から二次救急を対応している西予市民病院に患者を救急搬送するに  
も道路の道幅が狭くカーブが多いため、30 分から 1 時間余りを要します。

このようなことから、公共交通機関が乏しく高齢化率の高い本市においては、  
西予市民病院・野村診療所の存在意義は非常に高いものとなっています。

これらに対処するには、現在ある医療施設・医療機器の整備・医療情報シス  
テムの整備や医療従事者の確保等が課題となっています。

#### ( 2 ) その対策

急速に進歩する医療技術に対応して、市民への医療サービスの向上を図るた  
めには、中核病院である西予市民病院・野村診療所を軸に医療施設の充実、診  
療科目の拡充、最新の医療機器の導入、医師や看護師等の医療従事者の安定  
的な確保が課題です。このため、西予市民病院と野村診療所は、専門的な運営  
ノウハウと全国的なネットワークを持つ公益社団法人地域医療振興協会を指定  
管理者として選定しました。この指定管理者制度を通じて、西予市民病院と野  
村診療所との連携を密にし、研修交流、医師等の派遣交流などの研究を行いな  
がら、地域医療水準の向上と適正な診断、治療をすることにより市民の医療  
に対するニーズの多様化に十分に答える体制を検討しなければなりません。また、  
夜間・休日等においても市民が安心して診療を受けられるよう、八幡浜・大洲  
医療圏域内の公立病院をはじめとする医療機関や個人開業医と連携して医療  
体制の充実を図ります。

西予市民病院は、単なる老朽化による建て替えではなく、限られた医療資源

を有効に活用するため、西予市民病院と野村診療所の機能分担を明確にし、二次救急医療体制を市民病院へ集約するなど、本市の医療体制全体を再編しました。

また、南予地域におけるへき地医療の支援拠点としての役割や、地域に根ざした総合診療医の育成機能も備えており、西予市の持続可能な医療体制の中核を担っています。今後は、地域の医療需要の変化や病床機能の再編に対応しつつ、西予市民病院と野村診療所の役割に応じた施設維持・整備を効率的に進めてまいります。

また、市内の無医地区に対して、移動診療車を運行することにより、地域住民の受診機会を確保します。

医師の招聘については、施設等のハード面の整備に加え、ソフト面での制度の充実を図り、医師にとって魅力ある病院作りに取り組むことが必要となります。そこで、西予市民病院や国保診療所における医師をはじめとする医療従事者の確保を図るため地域医療確保基金を活用し、地域医療の持続可能な体制を確立します。看護学生に奨学金を貸与し、一定の条件を満たした場合に返済を免除する制度を設けることで、看護師の養成と定着を促進します。また、市立病院等の医療職員の保育料を助成し、安心して働ける環境を整備します。

さらに、医療提供体制の強化を図るため、産科・小児科の新規開業を支援します。市民が安心して医療を受けられるよう、在宅当番医制運営委託事業及び休日・夜間急患センター運営委託事業により、休日・夜間の一次救急体制を確保します。加えて、小児在宅当番医運営事業及び病院群輪番制病院運営事業への負担金支出を通じて、小児急患や重症患者に対する二次救急医療体制を確保します。これらの事業を一体的に推進することで、地域住民の健康と安全を守り、持続可能な医療体制を確立します。

なお、当該基金事業については、将来に渡り、継続的な医療従事者確保の円滑化を図るうえで有効であるため、法失効後においても引き続き活用し実施します。

## 2. 計画

### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	西予市立病院医療機器等整備事業（市民病院・野村診療所） 医療機器整備一式	西予市	
		西予市立病院施設等整備事業（市民病院・野村診療所）	西予市	
	(1) 診療施設 巡回診療車（船）	巡回診療車購入事業	西予市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	地域医療確保基金事業（全域） （看護師等奨学資金貸与制度事業） 看護学生に奨学金を貸与することで、看護師を養成し、西予市立病院等に入職し、条件を満たすことで返還を免除することにより看護師を確保する	西予市	地域の実情に応じた医療の確保を推進することは、持続的な地域の発展に貢献する
		地域医療確保基金事業（全域） （保育料助成事業） 西予市立病院等の医療職員等に対する保育料を助成することで、医療職員等の安定確保を図る	西予市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療確保基金事業（全域） （医療機関新規開業促進事業） 新規に産科・小児科を開業する際に費用の一部を助成することで、地域医療体制の確保を図る	西予市	
		地域医療確保基金事業（全域） （在宅当番医制運営委託事業） 旧東宇和地区（宇和町、明浜町、野村町、城川町）の一次救急を主眼とし、西予市医師会との委託契約により、市内の医療機関が日曜日、祝日、年末年始において当番を決め診療を行う体制を確保する	西予市	
		地域医療確保基金事業（全域） （小児在宅当番医運営事業） 日曜日、祝日、年末年始の日中に八幡浜・大洲圏域の小児科医が輪番制で急患の診療にあたる運営体制に対して負担金を支出し地域の医療を確保する	八幡浜市 大洲市 西予市 内子町 伊方町	
	地域医療確保基金事業（全域） （病院群輪番制病院運営事業） 休日、夜間に入院や手術を必要とする重症の救急患者の診療を行うため、二次救急圏域単位で参加する病院が輪番制により救急診療を行う運営体制に対して負担金を支出し地域の医療を確保する	八幡浜市 大洲市 西予市 内子町 伊方町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	地域医療確保基金事業（全域） （八幡浜地区施設事務組合委託 事業） 八幡浜地区施設事務組合が実施 する一次救急休日・夜間診療所 の運営に対して委託料を支出 し、地域の医療（旧三瓶町）を 確保する	八幡浜 地区施 設事務 組合	

### 3. 公共施設等総合管理計画との整合

#### 医療施設

公立病院について、地域住民の健康保持に必要な医療体制を堅持するため、今後も継続します。

国民健康保険直営診療施設については、利用実態を精査し、利用者が減少している場合は代替機能の確保を含め、今後のあり方を検討します。

本施策区分において、これらの基本的な考え方に基づいて、公共施設等の効率的な整備や活用を図るものとします。

## 第9. 教育の振興

### 1. 学校教育

#### (1) 現況と問題点

令和7年5月1日現在、本市の小学校は12校で児童数1,318人、中学校は5校で生徒数736人となっています。令和元年の調査時と比較すると、この6年間で西予市内の児童生徒数が406人減少しており、1年間で平均67.67人、減少したことになります。今後も少子化と過疎化により、対象年齢の子どもが更に減少する傾向にあるため、小学校等の統廃合を計画的に進める必要があります。

近年、急速なグローバル化が進展する中で、西予市においても国際社会に対応できる児童生徒を育成する必要があります。また、学校、家庭、地域が連携したふるさと教育を通して郷土を愛する心を育て、ふるさとの未来へつなぐ人づくりをめざし、子どもたちの確かな学力、豊かな人間性を育む教育への取組みを進めていかなければなりません。

教育施設は、老朽化のため新築・改築・改修等による長寿命化や備品の充実等で教育環境の向上を図っていく必要があります。

#### (2) その対策

市の教育大綱に沿い、「生きる力」の育成を基盤とした教育を推進するため、学校や家庭、地域が連携・協力し、よりよい社会づくりに自ら関わっていける社会参画力を育む教育を推進します。また、ふるさと教育を通して郷土を愛する心を育てるとともに、国際社会に対応できる児童生徒の育成に努め、未来につながる教育を推進します。

##### ① 教育内容の充実

学校・家庭・地域が連携する手段の一つとして、すべての学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置いたしました。また、GIGAスクール構想による1人1台端末の有効活用、ICTを効果的に活用した授業の充実により個別最適な学びと協働的な学びを実現します。併せて、ジオ学習の推進を通し、地域への愛着と誇りを育む教育を推進します。

##### ② 教育環境の整備・充実

人口減少地域における校区の再編と適正化は今後も検討する必要がありますが、地域の特徴に応じた校区と教育環境の整備を図りながら、望ましい教育水準の確保に努めます。また、校舎や屋内運動場等の新築・改築・改修・長寿命化等を図ります。

さらに、障がい者の見地に関する条約、SDGs等の社会的要請の高まりを踏まえ、学校教育施設のバリアフリー化等を積極的に推進していく必要があります。

### 2. 生涯学習・社会教育

#### (1) 現況と問題点

地域づくり活動センターの設置に伴う西予市公民館条例の廃止により、令和

5年3月末をもって地区公民館と分館はともに廃止されました。

生涯学習は、各地域づくり活動センターで推進されていますが、情報の多様化、学習内容の複雑化が進み、学習意欲が高まる一方で、内容や方法のマンネリ化、参加者の固定化が見られます。そのため誰でもどこでも参加できる幅広い生涯学習の推進と雰囲気づくりに努める必要があります。

図書館は中央館1館と7つの分館で組織されていますが、今後は機能の集約が必要と捉えています。また、市民の多様なニーズに応えるため、資料や情報の収集・整理に努めています。多種多様な情報資産を有効活用できるよう利便性を高め、課題解決型の新しいサービスの提供を行っていく必要があります。

公民館は、令和5年4月に市長部局が所管する地域づくり活動センターへ移行しましたが、これまで公民館で進めてきた社会教育・生涯教育が衰退することのないよう配慮が必要です。

## (2) その対策

生涯を通じた多様な学習機会を提供する為、地域の交流活動を促進し、伝統文化の継承、レクリエーション・福祉活動を通じた社会教育の充実を図るとともに、情報化の進展に対応した高齢者及び成人教育等や情報ネットワークを活用した学習活動等の新たな教育機会の拡充を推進します。

また、団体やサークル、個人等の広範な住民を対象とした講座や教室の充実、学習リーダーの養成を図り、各地域の施設の相互提携と活用による活動の活性化と運営体制の充実を推進します。

分館が廃止となっても地域活動に影響が生じないように、分館施設については、集会施設への移行を行った上で、老朽化が進む施設は解体し、新たな施設の建設経費を地域へ助成するなどの措置を講じます。

また、地域づくり活動センター設置後は、市長部局の担当課への社会教育士を配置、総合教育会議における社会教育・生涯学習推進に関する協議・検討など、同センター設置後の社会教育・生涯学習の継続的な推進が図られる措置を講じます。また、図書館の分館のうち明浜町1館と城川町4館は令和7年度末をもって廃止の計画です。ただし、これまで同様にセンターにて本が借りられる仕組みを構築します。

## 3. 集会施設

### (1) 現況と問題点

本市には行政区が328地区あり、その内、集会施設がある行政区は約250地区となっています。集会施設は、行政区の地域づくり活動、共同作業、福祉活動等、各コミュニティ活動を行う拠点施設となっています。集会施設によっては建築年度が昭和30～40年代の老朽化したものが多く、住民のコミュニティ活動を推進するうえで早急な整備が必要となっています。

### (2) その対策

各行政区からの要望を精査し、改築等の必要な集会施設を整備し、地域住民

のコミュニティ活動を推進します。

#### 4. 体育施設

##### (1) 現況と問題点

子どもから高齢者まで市民の誰もが参加できるスポーツ活動を目指した生涯スポーツの普及、競技スポーツの振興、高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進、ジュニアスポーツの充実等を推進するため、市内に62箇所のスポーツ施設を設置しています。市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供し、スポーツを始めるきっかけづくりや競技力向上に資する施策を展開する社会体育施設・学校開放施設として、社会体育、部活動、各種大会の開催等のスポーツに関する活動の場を提供しています。

市内のスポーツ施設は、合併前から変わることなく存続し、総じて老朽化が進んでいることもあり、利用状況と管理コストの乖離が生じていることも否めません。

また、スポーツ以外にも災害等の有事の際の避難場所等としての機能も担っており、面積が広く集落が散在している本市にとって、防災の面においても拠点施設となりえます。

##### (2) その対策

###### ① スポーツ活動の推進

スポーツ・レクリエーション活動の推進によって、住民の健康と多様な人々との交流による豊かな地域コミュニティの形成を推進します。また、より健全な活動の推進のための指導者や活動団体・ボランティアの育成を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの育成など地域の実態に即したスポーツ環境のシステムづくりを進めます。

###### ② 社会教育施設やスポーツ施設の有効利用と管理運営の効率化

効率的かつ効果的な管理運営を行うため、屋外運動施設も含めて、民間活力を活用した運営手法の導入の検討と施設の統廃合、施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化について、減額・免除規定の見直しを含めて検討する必要があります。

また、地域にある各種の社会教育施設やスポーツ施設の広域的な整備や活用を推進するとともに、地域の自治組織や活動団体に管理運営を委譲するなど、施設の効率的な運営を推進します。

## 5. 計画

### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連 施設 校舎	(小学校) 城川小学校校舎 惣川小学校校舎 宇和町小学校校舎	西予市	
		(中学校) 宇和中学校校舎	西予市	
		(バリアフリー化 小学校) 惣川小学校校舎 城川小学校校舎 多田小学校校舎 中川小学校校舎 石城小学校校舎 宇和町小学校校舎 皆田小学校校舎 田之筋小学校校舎 野村小学校校舎	西予市	
		(バリアフリー化 中学校) 明浜中学校校舎 宇和中学校校舎 野村中学校校舎 城川中学校校舎 三瓶中学校校舎	西予市	
	(1)学校教育関連 施設 屋内運動場	(小学校) 大野ヶ原小学校屋内運動場 明浜小学校屋内運動場 石城小学校屋内運動場 多田小学校屋内運動場 中川小学校屋内運動場 皆田小学校屋内運動場	西予市	
		(バリアフリー化 小学校) 明浜小学校屋内運動場 石城小学校屋内運動場 宇和町小学校屋内運動場 田之筋小学校屋内運動場 野村小学校屋内運動場 大野ヶ原小学校屋内運動場 城川小学校屋内運動場 多田小学校屋内運動場 中川小学校屋内運動場 皆田小学校屋内運動場	西予市	
		(バリアフリー化 中学校) 明浜中学校屋内運動場 宇和中学校屋内運動場 野村中学校屋内運動場	西予市	
		(空調整備 小学校) 野村小学校屋内運動場	西予市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連 施設 屋内運動場	(空調整備 中学校) 宇和中学校屋内運動場	西予市	
	(1)学校教育関連 施設 スクールバス・ ボート	野村小学校スクールバス	西予市	
		野村中学校スクールバス	西予市	
		(スクールバス施設整備) 宇和町小学校校内道路整備 宇和中学校校内道路整備	西予市	
	(3)集会施設、体 育施設等 集会施設	集会施設移行推進事業	西予市	
	(3)集会施設、体 育施設等 体育施設	野村運動公園管理運営事業	西予市	
		宇和運動公園管理運営事業	西予市	
		宇和球場管理運営事業	西予市	
		城川総合運動公園管理運営事業	西予市	
		市内の社会体育施設(運動公園・ 体育館・グラウンド等)のLED 化等の改修工事	西予市	

## 6. 公共施設等総合管理計画との整合

### 学校施設

今後も学校施設として使用する校舎・体育館で、建築から40年程度経過の建物については、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。50年を超える建物については、適正な規模での建て替えについて検討します。

校舎及び体育館の大規模改修及び建て替えにあたっては、学校が地域コミュニティの拠点としての位置づけであるという視点を踏まえ、教室の利用実態等を把握し、学校運営に支障のない範囲で、地域の実情を踏まえ他用途との複合化などを検討します。

その他の施設に関しては、必要な修繕を行って継続使用し、改修が必要となった段階で利用実態を精査し今後のあり方を検討します。

## スポーツ施設

体育館等については、「宇和運動公園体育館」「乙亥会館」を、全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地区体育館は、今後「地域体育館」として、各地域（旧町単位）に1か所を目途とし、市民の生涯スポーツ活動の拠点として配置し、継続利用します。なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等（学校の閉校後転用している体育館）については、災害時の避難所として指定されていることもあり、原則、現状を維持していきませんが、今後、老朽化に伴う改修が生じた段階で廃止を含めて検討します。その際、避難所のあり方についても検討します。

市営プールについては、利用実態を精査し、学校プールの活用を含め、今後のあり方について検討します。

運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続利用します。

本施策区分において、これらの基本的な考え方に基づいて、公共施設等の効率的な整備や活用を図るものとします。

## 第 10. 集落の整備

### 1. 過疎地域集落再編整備

#### (1) 現況と問題点

令和 7 年 4 月現在、市全体の集落は 328 を数え、古くから日常生活や冠婚葬祭、災害救援などの相互扶助をはじめ、農林漁業活動の共同作業や共同財産の管理運営などにより強い結びつきがあり、各種自治機能を維持してきました。しかしながら、過疎化・高齢化・少子化が激しく進行し、価値観やライフスタイルの変化と相まって、集落共同体の連帯意識が希薄化し地域の活力低下、集落機能の維持が非常に困難になっています。

これまでに、議論されてきた小集落の適正規模への集落再編については、時代の要請として必要ですが、生活形態の違いや多様化と相まって、難しい問題も抱えています。

また、過疎化・高齢化の進展に伴い、小規模あるいは高齢化の進んでいる集落においては、生活扶助機能等が失われつつあり、住民生活そのものに深刻かつ多大な影響を及ぼす恐れがあります。令和 7 年度には、市全体の 328 集落のうち、65 歳以上が 50% を超える集落、いわゆる限界集落は 177 集落あり、このまま進めば、今後ますます増加していくことが予想されます。更に近年では、風水害、地震など自然災害が多発しており、災害を原因とした住民の転出により、集落の存続問題はより深刻になります。

#### (2) その対策

西予市人口推計では、2040 年には 2 万 3,000 人ほどにまで人口が減少する見込みで、その内、生産年齢人口は 1 万人にまで落ち込むと予想されます。

これらの数値がこのまま推移するとなれば現在のよう単一集落を基本とした住民自治は機能しない時代となっていることが想定されます。そこで考えられる手法としては小学校規模の新たなコミュニティの構築により、スケールメリットを活かす手法です。

地域における住民自治機能の低下がみられる中、エリアを広域化することと、自治活動への参画を多様な人材や団体が関わること、更にその拠点としての施設整備と人材の充実という手法により、市内での小さな拠点づくりを推進します。

具体的には公民館や小学校跡地を基本に、地域の実情に合わせ、住民が主体的に地域課題に対する解決策を自らが企画立案し実践する、小規模で多機能な自治を構築することが望まれます。

平成 23 年度から始まった地域発「せいよ地域づくり」事業において、市内 27 組織の旧小学校区規模を単位とした分権改革を進めています。財源と権限の一部を地域づくり組織に権限移譲し、地域が主体的に地域課題を解決する、住民自治機能を有する組織に成長することを進めます。

更に自然災害による市外への転出を防ぐため、安心・安全な場所への集落移転と跡地の整備活用を推進すること、及び地域における定住を促進するための

住宅団地を造成するなど、生活再建に向けた家族・コミュニティ等の支援体制を整備し、人口の流出を防ぐ取組みを推進します。

## 2. 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業 集落整備	野村都市再生整備計画事業 (ハード) 平成30年7月豪雨により被災 した野村市街地において、道路・ 多目的広場・公園・商店街駐車 場等を整備し、地域住民の生活 の質の向上と地域経済・社会の 活性化を図る。	西予市	被災地区の都市 再生整備計画の 推進は定住率の 増加に効果があ るため、持続的な 地域の発展に効 果がある。

## 第 11. 地域文化の振興等

### 1. 文化財・伝統文化

#### (1) 現況と問題点

明浜町には、嘉永5年(1852年)に始まった俵津文楽(県指定)が受け継がれており、市を代表する伝統芸能として俵津文楽会館を拠点に保存伝承活動が行われています。また、渡江地区には、古くから伝わる歌舞伎くずしと呼ばれる盆踊り(市指定)が、毎年賑やかに開催されています。神輿が海を渡り牛鬼が激しく暴れまわる狩浜地区の秋祭り、牛鬼やみこしの担ぎ手が海で穢れを落とす潮垢離(市指定)で知られる高山地区の秋祭りなどは、帰省客を含め大勢の人が集まる一大行事です。国重要文化的景観に選定された宇和海狩浜の段畑と農漁村景観では、整備計画に基づく修理等が行われています。また、高山、宮野浦地区を中心に点在する石灰窯群は、我が国の近代化の一端を担い、この地を100年以上支えてきた石灰産業の繁栄を今に伝える近代化遺産です。

宇和町は、山がちな南予地域にあって最も広い平野部を有しており、古くから南予の中心地的役割を果たしたと考えられています。周知の埋蔵文化財包蔵地の数は230を超え、南予地方の8割以上の古墳が集まり、愛媛大学考古学研究室や市教育委員会による発掘調査で古代文化の解明が進められているところです。このうち笠置峠古墳(県指定)は、平成20年度に整備され、古代ロマンの里のランドマークとして活用されています。このほか小森古墳(市指定)やムカイ山古墳の調査にも取り組んでいます。また、江戸末期から明治初期の建造物が多く残る中町は、在郷町・宿場町として栄え、平成21年に国重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。地区内には、明治2年建築の申義堂(市指定)、明治15年建築の旧開明学校校舎(国指定)のほか、末光家住宅(市指定)、高野長英の隠れ家(県指定)などが保存、活用されています。伝建地区外ですが、109mを超える廊下で知られる旧宇和町小学校校舎(市指定)も残され、明治から昭和の学校建築がよく残っています。その他、町内には歯長寺縁起(国指定)などの貴重な史料も残されています。

野村町では、嘉永5年の大火を機に、向こう100年間火鎮擁護祈願の相撲を奉納するとして始まった乙亥大相撲が知られています。また、江戸時代に開発され、『広辞苑』にも掲載されている全国で唯一の製法を持つ泉貨紙(国選択)、間口12間(約25m)、梁間5.5間(約11m)、高さ13mと四国最大級を誇る茅葺きの庄屋敷土居家(市指定)、明治初期に始まったとされ、伊勢神宮式年遷宮の御用生糸としても知られ、地理的表示保護制度(GI)で登録されている伊予生糸(シルク)など、山村独特の文化財や産業に基づく伝統文化が見られます。乙亥相撲は現在、日本で唯一プロとアマが対決する相撲大会として継続され、シルク博物館の染織講座では、全国から集まる受講生に糸作り機織りの技術が受け継がれています。

城川町には、穴神洞穴遺跡(県指定)や中津川洞穴遺跡(県指定)など、石灰岩地帯ならではの縄文時代の洞穴遺跡のほか、ゴトランド紀石灰岩(県指定)

などの地質遺産も豊富です。奥伊予の奇祭・どろんこ祭りとして知られる土居の御田植行事（県指定）や窪野の八つ鹿踊（県指定・国選択）、城川遊子谷の神仏講の習俗（国選択）、古刹龍澤寺（市指定）、伝統的山村景観のシンボル伊予の茶堂の習俗（国選択）などの山村の伝統行事や伝統芸能が多く残されているほか、城川文書館では、地域に残る古文書のほか近代の行政文書を収蔵整理しており、貴重な山村のくらしの様子が明らかにされつつあります。

三瓶町には、朝日文楽（県指定）のほか、中世の民衆の様子や土地所有などを記した嶋山菊池家文書（県指定）などが今に伝えられています。朝日文楽は、八段返しと呼ばれる舞台装置があり、平成 27 年 7 月に開館された朝立会館に作り直したものを常設しています。また、こども文楽など、後進の育成に力を注いでいることも特徴です。

このように市内には、数多くの文化財が残されています。市指定文化財だけでも 206 件を数え、その数は南予で最多、県内第 2 位の多さです。これらの文化財は、合併時に旧町の指定文化財を市指定文化財としたものですが、合併後、指定基準のばらつきや評価が十分になされていない文化財がある等の課題が顕在化してきました。

また、文化財や伝統文化の分野においても、過疎高齢化や少子化等による人口減少は、保護管理体制の脆弱化や後継者不足による伝統芸能や伝統行事の存続の危機を招いています。特に、茅葺茶堂の多くは瓦屋根へ更新されることで減少の一途をたどり、伝統的な山村景観だけでなく茅葺きなどの技術も消滅の危機に瀕しています。

平成 25 年 9 月、四国西予ジオパークは日本ジオパークの認定を受けましたが、地形・地質、自然、文化(文化財・伝統文化)の各分野における遺産の価値を明らかにし、何をどのように保全し活用していくか、十分に議論していく必要があります。

## (2) その対策

### ① 文化財の保護と活用

200 件を超える市指定文化財の調査を行い、文化財の見直しを図ることで今後の文化財保護の基盤を整えます。人口減少社会において何を守るべきか見極める必要がありますが、消極的な保護ではなくジオパーク活動とも連携し、文化財の持つ価値や魅力を積極的に活用し、地域の教育や学習、地域づくりに役立てられるよう努めます。活用にあたっては、本市のみならず周辺自治体と連携した取組みを進めます。加えて、遺跡、景観、町並みなど地域独自の文化財を活かした施策を展開します。令和 5 年度に国の認定を受けた西予市文化財保存活用地域計画を基にこうした取組みを計画的に進めます。

### ② 伝統文化の保存伝承

地域の伝統芸能や行事等を記録化し、後世に引き継ぐとともに後継者育成や伝統文化に触れる取組みを支援します。必要に応じて、民間伝承の掘り起こしなども行います。

### ③ 文化施設、保護活用体制の見直し

市内各町に点在する歴史民俗資料館などの施設を整理統合し、資料収集・調査研究・展示・活用を担う基盤整備を図ります。併せて人員体制を見直し、ジオパーク推進室等との連携を念頭に置き、推進体制を確保します。また、所蔵資料の整理、調査を行い、適切な保管、保存に努めるとともに、積極的に活用します。

## 2. 文化活動

### (1) 現況と問題点

宇和町では、地域文化活動の拠点として平成3年に宇和文化会館が開館し、市民の文化活動の拠点、コンサートや公演等の拠点として活用されています。近年は、市民劇団「もんたかな」、男声合唱団「GENTLEGASANG (ジェントルゲサング)」など、市民参加の公演が行われています。さらに、愛媛県歴史文化博物館（県立の施設）における展示や公演等で、愛媛の歴史や文化を学ぶことができます。

三瓶町にも三瓶文化会館があり（平成2年開館）、ホール、プラネタリウム、図書室など、市民の文化活動の拠点として利用されています。また平成27年度には、文楽の練習や公開等に利用できる舞台を備えた朝立会館が竣工し、伝統文化を継承・発展させる拠点としての活用が期待されます。一方で、地理的条件などから、三瓶文化会館における公演の集客数は伸び悩んでいることもあって、今後の社会情勢を見据えた改革が求められています。

また、両館とも竣工して30年が経ち、設備等の老朽化が問題視されています。また、西予市文化協会には5つの支部があり、所属する133団体、1,690名の会員が（令和7年4月現在）、日々、文化活動に取り組んでいるほか、各団体が主催する大会、各町における文化祭や芸能発表等が行われています。こうした活動への参加者の多くは高齢者であり、高齢者の生きがいづくりに一役買っている面があります。一方で、文化協会加盟団体以外の分野で活動を行う個人や団体に対する支援は十分とはいえません。また、単なる展示や公演にとどまらず文化活動が持つ魅力を直接体験できる場を提供していくことで、市民が文化活動に親しむ機会を増やし、若い世代の文化活動への参加を促す効果があると考えられます。市文化協会の10周年記念事業で、地域文化体験教室が実施されたほか、各地区の文化祭等でも一部導入の動きがあります。

このほか、地元出身の詩人の名を冠した塔和子顕彰事業や「絵は心の手紙です。」をキャッチフレーズに、かまぼこ板という小さなキャンバスに描いた作品でつくる全国かまぼこ板の絵展覧会など、地域独自のユニークな取り組みがあります。

### (2) その対策

#### ① 文化事業の見直しと展開

文化協会加盟団体はもちろん、文化活動に取り組むより多くの個人や団体が

参加できる文化祭や芸能発表の場への転換を図っていきます。また、文化の魅力に直接触れることのできる体験の場を増やすなど、より内容の充実した事業展開に努めるとともに、効果的な文化事業の実施を目指します。かまぼこ板の絵展覧会など地域独自の活動も継続して取組みます。

## ② 文化活動への支援の拡充

文化協会に限らず市民の文化活動への支援を拡大し、いつでもどこでもだれでも文化に親しむことができ、文化活動に取り組むことができるように努めます。

## ③ 安心安全な活動拠点の整備

今後の社会情勢を見据え必要な施設を見極めたうえで、既存の文化会館等の設備を更新・修繕することで、安心安全な文化活動の拠点を整備します。また、より多くの市民が文化に親しみ、活動ができるよう工夫した会館の運営に努めます。

## 3. 計画

### 事業計画（令和8～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振 興施設等 地域文化振興施 設	城川歴史民俗資料館管理運営事 業	西予市	
		町並み建造物修理・修景事業 重要文化財開明学校修理	西予市	
		宇和文化の里施設管理運営事業 宇和先哲記念館改修	西予市	
		宇和文化の里施設管理運営事業 民具館改修	西予市	
		宇和文化会館施設改修事業	西予市	
		三瓶文化会館施設改修事業	西予市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振 興等	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	町並み建造物修理・修景事業 西予市宇和町卯之町伝統的建造 物保存地区内物件の修理・修景 工事に対して補助を行う	西予市	地域文化芸術の 振興は、市民のシ ビックプライド の醸成や観光客 の誘致につな がることから、持 続的な地域の発 展につながる
		文化的景観保護推進事業 明浜町狩浜地区において整備計 画に基づき物件の修理・修景工 事に対して補助を行う。	西予市	
		文化財保護推進事業 毀損した文化財の修復等を行う ため、補助を行う	西予市	

#### 4. 公共施設等総合管理計画との整合

##### 文化施設

公立文化施設には、市民の芸術・文化活動や生涯学習活動の場を提供することに加え市民の文化ニーズに応じて質の高い芸術・文化に触れる機会を提供し、市民の創造的な芸術文化活動を支援する役割が求められています。

市民に芸術・文化活動の場を提供するとともに、質の高い芸術・文化の鑑賞の機会の提供を通じて市民の文化創造を図っていくため、4つの施設は当面継続するものの、現在の利用実態を精査し、今後のあり方について検討します。

##### 博物館等

国等の登録有形指定文化財など、新たに策定する文化財保存活用地域計画に基づき、法令等に従い、必要な補修を行い保存利活用を図ります。

上記以外の施設については、西予市の歴史・文化等を後世に引き継ぎ、西予市らしさを学習し理解するために重要な役割を果たしていることから、テーマ性を備えた施設と生活文化に関する文化等の展示施設に分類し、今後の利活用及び配置のあり方について検討します。

本施策区分において、これらの基本的な考え方に基づいて、公共施設等の効率的な整備や活用を図るものとします。

## 第 12. 再生可能エネルギーの利用の推進

### 1. 再生可能エネルギーの利用

#### (1) 現況と問題点

環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、再生可能エネルギーの有効利用を積極的に推進していくことが必要です。

その一方で、再生可能エネルギー発電施設の建設では、不十分な施工の事例による災害発生への恐れや、立地地域でのトラブル、山林伐採による自然や景観破壊、事業終了後の施設放置に係る懸念等が全国的な課題となっています。

国重要文化的景観等に選ばれる本市における美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境はかけがえのない財産であり、再生可能エネルギーは地域と共生して調和のとれた利用促進を図っていく必要があります。

そのためには、地域における発電施設の安全性・信頼性の確保及び自然環境・生活環境との調和を図ることが重要です。

#### (2) その対策

西予市環境基本条例に基づき、資源及びエネルギーの有効活用を図り、廃棄物の抑制と資源の循環的利用を促すため、地球温暖化対策となる再生可能エネルギーを活用した循環型社会の構築を目指します。

### 2. 計画

地域の持続的発展のため、事業を推進します。

## 第 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### 1. 地域づくり活動

#### (1) 現況と問題点

急激な人口減少や高齢化により過疎化が進展し、周辺部では担い手不足による集落活動の衰退や暮らしの利便に関する不安が増大しつつあります。一方で中心エリアでは市内外からの若者世帯の流入により人口が維持されている地域もありますが、人と人とのつながりやコミュニティは希薄化し、自治活動が脆弱化しています。

また、広域な面積を有し、海・里・山といった多様な特性のある西予市では、地域課題も多種多様といえます。その課題解決には、一律的な行政サービスだけでは限界があり、既存の仕組みだけでは、あらゆることに対応できない時代に直面します。そのため地域コミュニティが主体性をもって地域特性を活かしたまちづくりに取り組む仕組みが必要となっています。

#### (2) その対策

自治活動の活性化と、地域の実情に合った行政サービスの提供を継続して推進するため、地域住民と行政とが協働し、人口減少社会に立ち向かうことのできる持続可能な住民自治を目指す拠点施設（地域づくり活動センター）の整備を推進します。

また、地域の企画提案による手上げ型交付金事業を推進し、自主・自立に向けた地域づくりを構築します。

### 2. 公共施設等総合管理計画の推進

#### (1) 現状と問題点

平成 16 年に合併し、それぞれの区域や規模に応じて配置してきた施設をそのまま引き継いだ結果、類似する機能を持った公共施設が多数存在している状況となっています。

社会インフラの最も大きな課題として施設の老朽化があり、旧町時代より公共施設の整理がなされないまま受け継いだため用途が重複する施設が多く、利活用されていない非効率な施設が残されています。その施設を維持していくには多くの維持管理費がかかり、厳しい財政状況下でさらに財政負担を伴うこととなります。

#### (2) その対策

公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の適切な配置を実現するため、「公共施設等総合管理計画」の推進に取り組むとともに、公共施設の使用料等の見直しを検討し、健全な経営維持のための財源確保に努めます。

### 3. 計画

#### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他の地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 地域づくり活動センター整備	田之浜地区地域づくり活動センター整備事業	西予市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域づくり	地域づくり活動センター推進事業 地域活性化のために住民が自由に活用できる交付金を地域づくり組織に交付し、個性豊かなまちづくりを推進する	西予市	地域の企画提案による交付金事業の推進は、自主・自立に向けた地域の構築につながるため、持続的な地域の発展に効果がある
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 公共施設等総合管理計画	公共施設等総合管理推進事業 「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」に基づき、公共施設の適切な運営を推進し、総合的なマネジメントを行う	西予市	市内の公共施設の適正な維持管理を行うことで、健全な財政運営が推進できることから、将来的に効果がある

## 第 14. 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住者住宅等補助事業 移住者が空家を住居とする場合、改修に係る経費の一部を助成する	西予市	空家の利活用を促すことで、移住・定住者が増加し、持続的地域の貢献につながる
		高校魅力化事業 市内各高校の魅力化を図り、入学者の増加や高校卒業後に地元に残らなくとも、転出先からも様々な形態で西予市と関わりを持つ人材を育成する	西予市	人材育成により、学んだ成果を地域の持続的な発展に貢献することが期待される
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	水産物供給基盤機能保全事業 漁港既存施設の機能保全計画を策定し、計画的に管理することで、施設の長寿命化、更新コストの平準化・縮減を図る	西予市	施設の長寿命化等に関する計画策定は、本市の主要産業としている1次産業の発展につながることから、効果が将来に及ぶ
		湾港湾施設長寿命化計画策定事業 三瓶港湾施設定期点検診断委託業務及び長寿命化計画の策定(改訂)を行い、戦略的な維持管理をする	西予市	
		海岸メンテナンス事業 老朽化した海岸堤防の長寿命化計画の更新を行う	西予市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	ジオパーク推進事業 四国西予ジオパーク推進計画に基づき、市民や各種団体と連携し、ジオパークをツールとした観光施策等を総合的に推進する	西予市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	企業誘致	企業誘致奨励金事業 ・企業立地促進奨励措置 (固定資産の減免5年間) ・雇用促進奨励金 (市内雇用者1人につき上限50万円を奨励措置) ・企業立地促進奨励金 (投下固定資産評価額の10/100～20/100を奨励措置) ・ランニングコスト奨励金 (創業時に係る光熱水費について50/100以内を奨励)	西予市	地元での雇用の創出につながる企業誘致は、持続的な地域の発展に効果がある
		振興資金利子補給事業 中小企業の経営の安定を図るため、指定金融機関から西予市中小企業振興資金による融資を受けた中小企業に対し、当該利子の一部を補給する	西予市	

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	野村地区代替バス民間委託運行事業 民間のバスの撤退によりバス路線の無くなった地区及び以前から公共交通機関がなく、地元要望のあった地区に代替バスを運行する	西予市	通院や買い物などの日常的な移動手段の確保。観光客の移動のツールとして、公共交通を維持することは、地域の活性化及び経済活性化につながることから、持続的な地域の発展に効果がある
		デマンド乗合タクシー運行事業 遊子川、土居、高川、宇和、仁土、田之浜、和泉・鳴山地区の交通空白地域に、タクシー事業者による乗合区域運行を行い、通院や商店への買い物など、交通弱者の日常的な移動を確保する	西予市	
		惣川地区生活交通バス運行事業 惣川地区の交通空白地域に、自家用有償旅客運送を行い、通院や商店への買い物など、交通弱者の日常的な移動を確保する。	西予市	
		宇和地区生活交通バス運行事業 宇和地区の交通空白地域に、自家用有償旅客運送を行い、通院や商店へ買い物など、交通弱者の日常的な移動を確保する	西予市	
		高瀬・愛農・野村地区生活交通バス運行事業 高瀬・愛農・野村地区の交通空白地域に、自家用有償旅客運送を行い、通院や商店への買い物など、交通弱者の日常的な移動を確保する	西予市	
		野村地区生活交通バス運行事業 野村地区の交通空白地域に、自家用有償旅客運送を行い、通院や商店への買い物など、交通弱者の日常的な移動を確保する	西予市	
		城川地区生活交通バス運行事業 城川地区の交通空白地域に、自家用有償旅客運送を行い、通院や商店への買い物など、交通弱者の日常的な移動を確保する	西予市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	橋梁長寿命化修繕計画事業 市が管理する橋梁の老朽化対策を行うため、橋梁点検及び橋梁長寿命化修繕計画を策定する	西予市	本市の主産業である第1次産業の発展のため、林道等の橋梁の長寿命化に係る計画策定は将来的な効果がある
		林道橋等点検診断保全整備事業 市が管理する林道橋・トンネルの老朽化対策を行う為、橋梁・トンネルの定期点検を行い長寿命化計画の見直しを適宜行う	西予市	

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	都市計画管理策定事業 都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定を行う	西予市	ハード、ソフト両面による整備計画の策定は、将来的なまちづくりを考える指針として、将来的な効果がある
		卯之町「はちのじ」まちづくり推進事業 卯之町駅前を中心とした包括的なエリアマネジメントを官民連携で行う	西予市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	空家等対策事業 今後も加速度的に増加が予測される空家等に対して、市民に安心で安全な住環境確保のために、計画的な空家等対策を実施するために、総合的な空家等の対策の事業を実施する	西予市	安心安全な生活環境の構築のため、危険空家の除去は、持続的な地域の発展に効果がある
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	子ども医療費助成事業 高校卒業までの医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る	西予市	子育てにおける経済的な支援は、持続的な地域の発展に効果がある
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	地域医療確保基金事業（全域） （看護師等奨学金貸与制度事業） 看護学生に奨学金を貸与することで、看護師を養成し、西予市立病院等に入職し、条件を満たすことで返還を免除することにより看護師を確保する	西予市	地域の実情に応じた医療の確保を推進することは、持続的な地域の発展に貢献する
		地域医療確保基金事業（全域） （保育料助成事業） 西予市立病院等の医療職員等に対する保育料を助成することで、医療職員等の安定確保を図る	西予市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療確保基金事業（全域） （医療機関新規開業促進事業） 新規に産科・小児科を開業する際に費用の一部を助成することで、地域医療体制の確保を図る	西予市	
	地域医療確保基金事業（全域） （在宅当番医制運営委託事業） 旧東宇和地区（宇和町、明浜町、野村町、城川町）の一次救急を主眼とし、西予市医師会との委託契約により、市内の医療機関が日曜日、祝日、年末年始において当番を決め診療を行う体制を確保する	西予市		
	地域医療確保基金事業（全域） （小児在宅当番医運営事業） 日曜日、祝日、年末年始の日中に八幡浜・大洲圏域の小児科医が輪番制で急患の診療にあたる運営体制に対して負担金を支出し地域の医療を確保する	八幡浜市 大洲市 西予市 内子町 伊方町		

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療確保基金事業（全域） （病院群輪番制病院運営事業） 休日・夜間に入院や手術を必要とする重症の救急患者の診療を行うため、二次救急圏域単位で参加する病院が輪番制により救急診療を行う運営体制に対して負担金を支出し地域の医療を確保する	八幡浜市 大洲市 西予市 内子町 伊方町	地域の実情に応じた医療の確保を推進することは、持続的な地域の発展に貢献する
		地域医療確保基金事業（全域） （八幡浜地区施設事務組合委託事業） 八幡浜地区施設事務組合が実施する一次救急休日・夜間診療所の運営に対して委託料を支出し、地域の医療（旧三瓶町）を確保する	八幡浜地区施設事務組合	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	野村都市再生整備計画事業（ハード） 平成 30 年 7 月豪雨により被災した野村市街地において、道路・多目的広場・公園・商店街駐車場等を整備し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。	西予市	被災地区の都市再生整備計画の推進は定住率の増加に効果があるため、持続的な地域の発展に効果がある。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	町並み建造物修理・修景事業 西予市宇和町卯之町伝統的建造物保存地区内物件の修理・修景工事に対して補助を行う	西予市	地域文化芸術の振興は、市民のシビックプライドの醸成や観光客の誘致につながることから、持続的な地域の発展につながる
		文化的景観保護推進事業 明浜町狩浜地区において整備計画に基づき物件の修理・修景工事に対して補助を行う。	西予市	
		文化財保護推進事業 毀損した文化財の修復等を行うため、補助を行う	西予市	
12 その他の地域の持続的発展に関して必要な事項	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域づくり	地域づくり活動センター推進事業 地域活性化のために住民が自由に活用できる交付金を地域づくり組織に交付し、個性豊かなまちづくりを推進する	西予市	地域の企画提案による交付金事業の推進は、自主・自立に向けた地域の構築につながるため、持続的な地域の発展に効果がある
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 公共施設等総合管理計画	公共施設等総合管理推進事業 「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」に基づき、公共施設の適切な運営を推進し、総合的なマネジメントを行う	西予市	市内の公共施設の適正な維持管理を行うことで、健全な財政運営が推進できることから、将来的に効果がある

